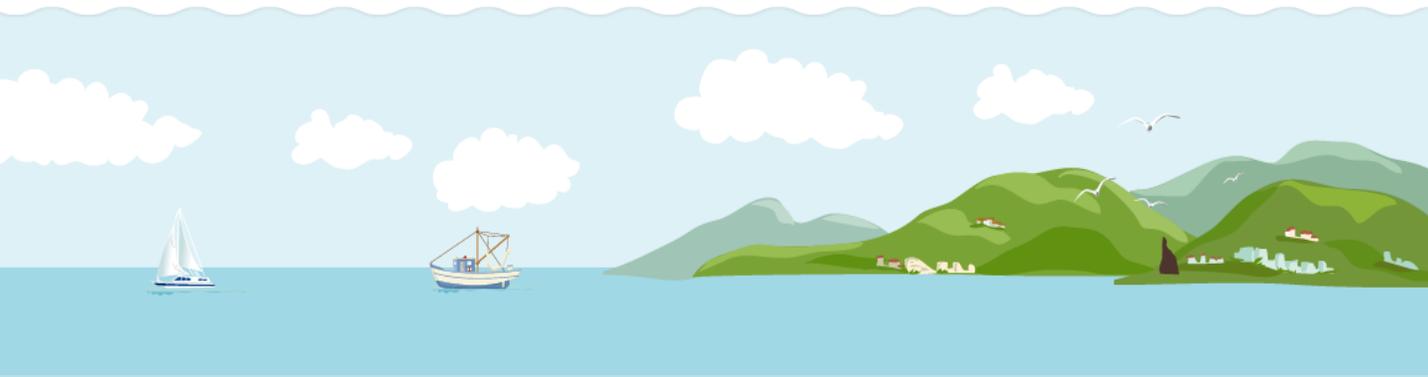


# 古平町 都市計画 マスタープラン 2019



2019年3月

古平町



# 古平町都市計画マスタープラン

## ～ 目 次 ～

はじめに	1
(1) 都市計画マスタープランとは	
(2) 都市計画マスタープランの役割	
(3) 都市計画マスタープランの位置づけ	
(4) 都市計画マスタープランの構成	
(5) 都市計画マスタープランの策定体制	
第1章 現状と課題	3
1-1. 古平町の現状	
1-1-1. 古平町の概況	
1-1-2. 人口動向	
1-1-3. 産業	
1-1-4. 土地利用	
1-1-5. 交通体系	
1-1-6. 都市環境	
1-1-7. 防災	
1-1-8. 景観	
1-2. 課題の整理	
1-2-1. アンケート調査の課題整理	
1-2-2. 都市づくりの主要課題	
1-2-3. 課題の整理	
第2章 全体構想	26
2-1. 都市づくりの目標	
2-1-1. 将来都市像	
2-1-2. 都市づくりの目標と方針	
2-1-3. 将来人口等の目標	

## 2-2. 将来都市構造

### 2-2-1. ゾーニング

### 2-2-2. 骨格・軸

### 2-2-3. 拠点

## 2-3. 分野別の基本方針

### 2-3-1. 土地利用

### 2-3-2. 交通

### 2-3-3. 住環境・自然環境

### 2-3-4. 防災

### 2-3-5. 景観

## 第3章 地域別構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

### 3-1. 地域区分の設定

### 3-2. 地域別の方針

#### 3-2-1. 東部地域

#### 3-2-2. 西部地域

## 第4章 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・53

### 4-1. 協働によるまちづくりの推進

### 4-2. 都市計画制度等の活用と事業の推進

### 4-3. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し



## はじめに

### (1) 都市計画マスタープランとは

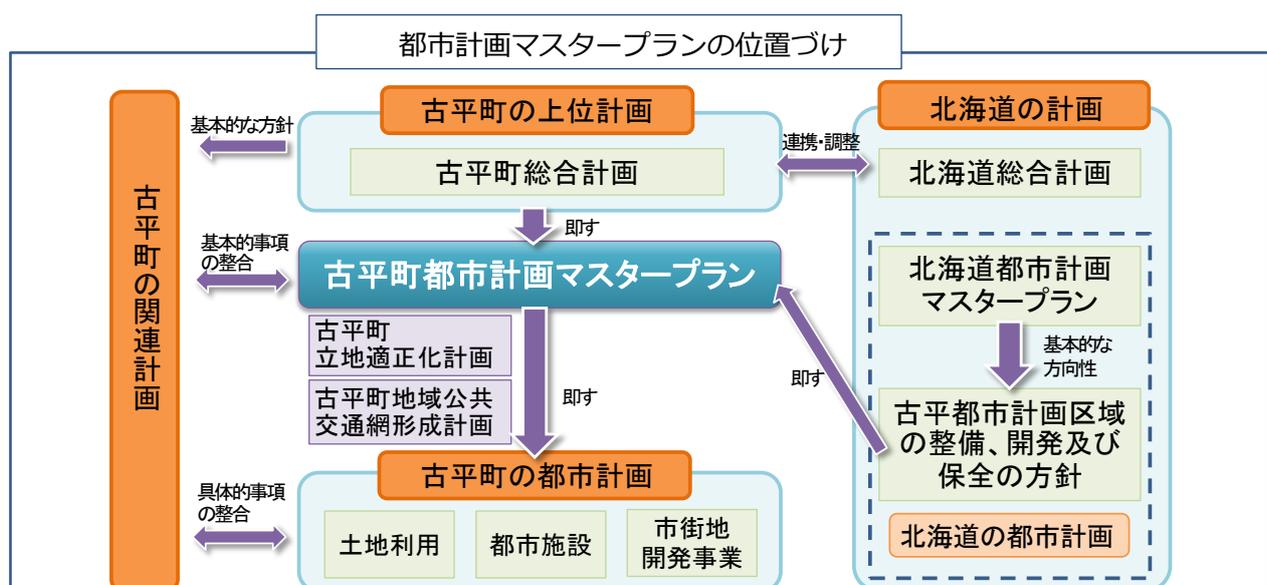
- ・都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法の改正により規定され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法第18条の2により定めるものとされています。
- ・その内容は、まちづくりの現状や古平町総合計画などを踏まえ、概ね20年後の「目指すべき都市の将来像」を明確に定めるとともに、土地利用や都市施設等（道路、公園、下水道等）の整備方針を示すことで、今後のまちづくりの道筋を示すものです。

### (2) 都市計画マスタープランの役割

- ・都市計画マスタープランは都市計画を考えていく上で基本方針となるとともに、住民と行政が一体となってまちづくりを進めていく上での共通の指針としての役割を果たします。
  - ① 町の望ましい都市全体と地域別の将来像を明確にし、まちづくりの方向性を具体的に示すことで、住民の都市計画に対する理解と参加を容易にします。
  - ② 土地利用、都市施設、都市環境などの個別の計画との整合を図るとともに、それらの基本方針となります。
  - ③ 策定過程において住民の意見収集や策定後の公表により、都市計画に関する関心を高め、まちづくりへの理解を深めます。

### (3) 都市計画マスタープランの位置づけ

- ・本計画は、「古平町総合計画」及び「古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用などの基本方針を明らかにするとともに、地域ごとの方針を定めることにより、本町における都市づくりの総合的な指針となるものです。



※1 都市計画：都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）および市街地開発事業（再開発事業）に関する計画のことです。

※2 古平都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：北海道が定める都市計画区域における都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針のことです。

#### (4) 都市計画マスタープランの構成

- ・「はじめに」、「現状と課題」、そして本町全体のまちづくりの指針となる「全体構想」と、町内各地域の特性を活かした詳細なまちづくりの指針となる「地域別構想」及び「計画の実現に向けて」により構成します。

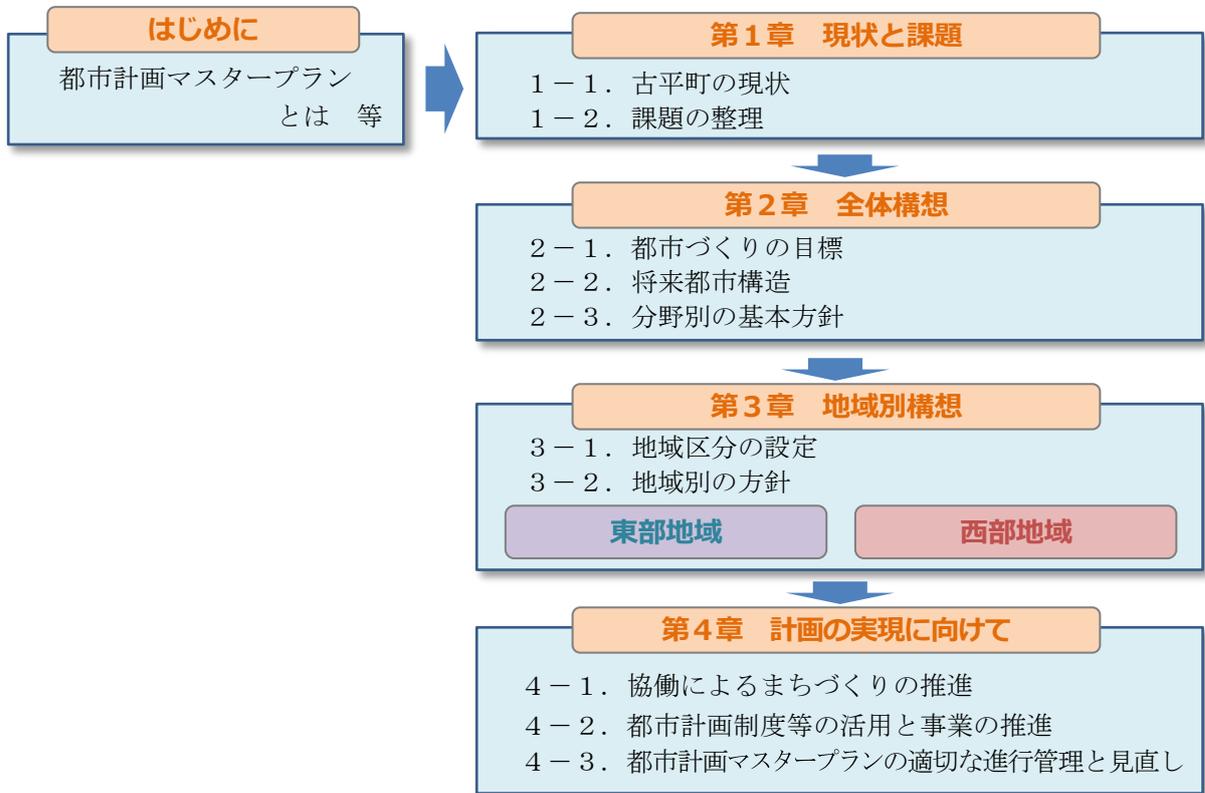


図 計画の構成

#### (5) 都市計画マスタープランの策定体制

- ・本計画は、住民意向調査やパブリックコメント<sup>※1</sup>などにより町民からの多様な意向をより反映させるとともに、行政内における横断的な意見の調整が図られるよう、下図のような体制で策定していきます。

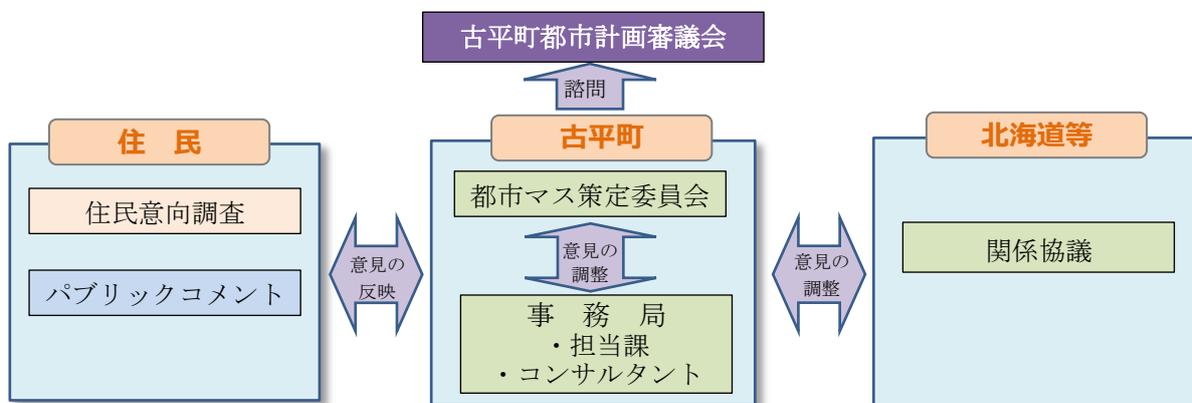


図 計画の策定体制

※1 パブリックコメント:公的な機関が規則あるいは計画などのものを制定しようとするときに、広く公(パブリック)に、意見など(コメント)を求め、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する手続きのことです。



## 1-1-2. 人口動向

### (1) 人口の推移

- ・本町の人口は、昭和30年の10,073人が過去最高でその後は減少が続き、平成27年の国勢調査では3,188人となっています。
- ・年齢別にみると、年少人口や生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は昭和30年に525人(5.2%)であったのが、平成27年には1,294人(40.6%)となっており、少子高齢化が顕著となっています。
- ・また、世帯数は過去最高の昭和40年の1,912世帯から1,446世帯と466世帯減少しており、一世帯当たりの人員は4.4人から2.2人と半減し、核家族化や単独世帯の増加が進んでいます。

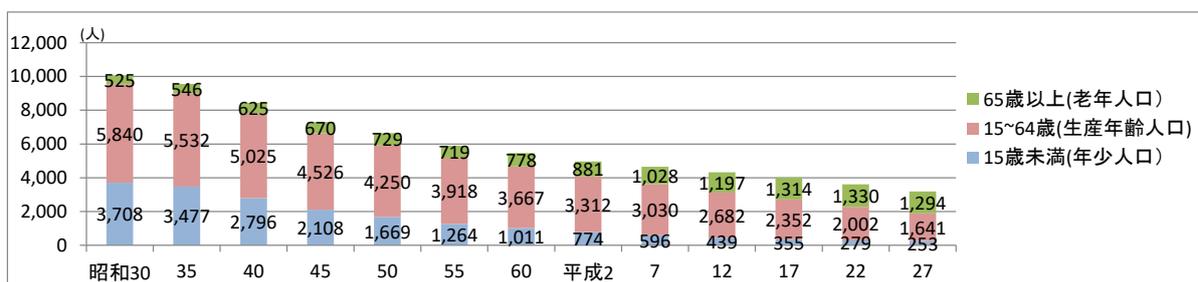


図 古平町の総人口の推移

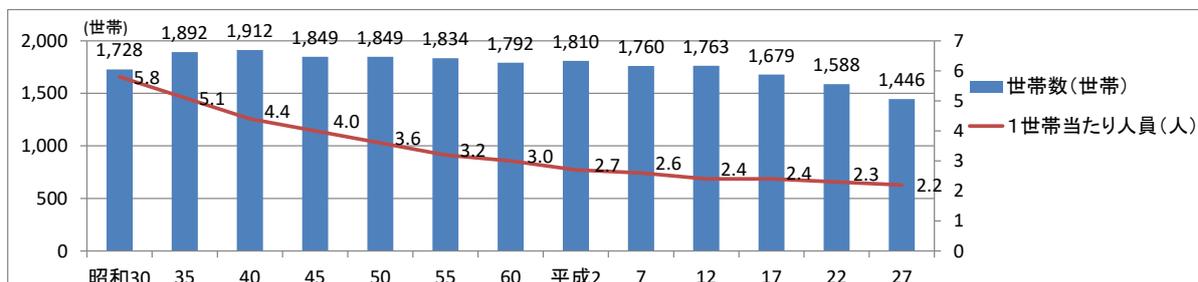


図 古平町の世帯数の推移

表 古平町の人口・世帯の推移

	昭和30	35	40	45	50	55	60	平成27	7	12	17	22	27
総人口(人)	10,073	9,555	8,446	7,304	6,648	5,901	5,456	4,967	4,654	4,318	4,021	3,611	3,188
15歳未満(年少人口)	3,708	3,477	2,796	2,108	1,669	1,264	1,011	774	596	439	355	279	253
年少人口割合(%)	36.8	36.4	33.1	28.9	25.1	21.4	18.5	15.6	12.8	10.2	8.8	7.7	7.9
15~64歳(生産年齢人口)	5,840	5,532	5,025	4,526	4,250	3,918	3,667	3,312	3,030	2,682	2,352	2,002	1,641
生産年齢人口割合(%)	58.0	57.9	59.5	62.0	63.9	66.4	67.2	66.7	65.1	62.1	58.5	55.4	51.4
65歳以上(老年人口)	525	546	625	670	729	719	778	881	1,028	1,197	1,314	1,330	1,294
老年人口割合(%)	5.2	5.7	7.4	9.2	11.0	12.2	14.3	17.7	22.1	27.7	32.7	36.8	40.6
世帯数(世帯)	1,728	1,892	1,912	1,849	1,849	1,834	1,792	1,810	1,760	1,763	1,679	1,588	1,446
1世帯当たり人員(人)	5.8	5.1	4.4	4.0	3.6	3.2	3.0	2.7	2.6	2.4	2.4	2.3	2.2

資料：各年国勢調査

### 1-1-3. 産業

- ・本町の産業別就業者数をみると、平成 27 年の総就業者は 1,574 人で、第 1 次産業が 224 人（総就業者数の 14.2%）、第 2 次産業が 467 人（同 29.7%）、第 3 次産業 882 人（同 56.0%）となっています。
- ・昭和 50 年と平成 27 年の産業別就業割合を比較すると、第 1 次産業、第 2 次産業はそれぞれ 16 ポイント、7 ポイント減少しているのに対し、第 3 次産業は 23 ポイント増加しており、特にサービス業、公務の就業者が増加しています。

表 産業別就業者数

	昭和 50	55	60	平成 2	7	12	17	22	27	H27-S50 増減
就業者人口（人）	2,966	2,768	2,635	2,609	2,630	2,370	2,066	1,721	1,574	▲1,392
第 1 次産業	891	747	593	532	448	310	313	264	224	▲667
農業	171	132	127	108	102	50	44	42	35	▲136
林業・狩猟業	32	22	12	8	3	5	4		3	▲29
漁業・水産養殖	686	593	454	416	343	255	265	222	186	▲500
第 2 次産業	1,089	1,035	1,003	1,103	1,085	938	761	626	467	▲622
鉱業	92	58	16	7	12	9	5	3	-	▲92
建設業	516	508	428	405	410	348	248	186	166	▲350
製造業	481	469	559	691	653	581	508	437	301	▲180
第 3 次産業	978	985	1,039	974	1,094	1,122	992	826	882	▲96
電気・ガス・水道	12	13	11	12	7	5	7	7	8	▲4
運輸・通信業	98	105	104	102	123	120	95	53	47	▲51
卸売・小売業・飲食店	345	341	387	352	388	296	286	227	240※	▲105
金融・保険・不動産	60	67	69	60	51	40	34	22	17	▲43
サービス業	373	357	374	364	430	560	463	421	468	95
公務（他に分類されないもの）	89	102	94	84	95	101	107	96	102	13
分類不能産業	8	1	-	-	3	-	-	5	1	-
第 1 次産業就業割合(%)	30.0	27.0	22.5	20.4	17.0	13.1	15.2	15.3	14.2	▲15.8
第 2 次産業就業割合(%)	36.7	37.4	38.1	42.3	41.3	39.6	36.8	36.4	29.7	▲7.0
第 3 次産業就業割合(%)	33.0	35.6	39.4	37.3	41.6	47.3	48.0	48.0	56.0	23.0

資料：各年国勢調査

※平成 27 年の「卸売・小売業・飲食店」の就業者数は、産業大分類の「卸売・小売業」と「宿泊業・飲食サービス業」をあわせた数値を掲載している。

## (1) 農業

- ・本町の農業は、米、いも類、野菜、畜産物を中心に生産していますが、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化と販売農家数、経営耕地の減少が続いています。

表 農家数・経営耕地・耕作放棄地の推移

	平成 7	12	17	22	27
農家数(戸)	73	41	51	42	29
販売農家数	53	33	25	22	14
うち専業農家	18	16	x	x	x
うち兼業農家	35	17	x	x	x
自給農家数	20	8	26	20	15
農家人口(人)	208	92	120	X	X
経営耕地面積	115.63	72.16	83	72	63
うち田	52.15	36.02	48	36	X
うち畑(樹園地除く)	63.37	36.14	34	36	X
樹園地	-	-	1	-	-
耕作放棄地	9.73	29.09	x	x	x

資料：農林業センサス

## (2) 漁業

- ・本町の漁業は、1970年代の200海里漁業専管水域の漁業権設定による大幅な漁業の縮小と、近年の沖合域での資源の減少、沿岸の磯焼けなどにより漁獲量は大きく減少しています。
- ・現在の主な漁獲物は、「ほっけ」、「たこ」、「いか」、「すけとうだら」、「たら」であり、総水揚量の71%を占めています。

表 漁業経営体数・水揚量・水揚金額の推移

	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
漁業経営体数	80	80	78	79	74	70	66	66	63	64	
水揚げ金額(百万円)	1,517	1,338	1,136	1,284	1,196	1,177	1,150	1,253	1,283	1,656	
水揚げ量合計(トン)	3,725	3,851	3,929	4,301	3,810	4,007	2,791	3,185	3,474	3,655	
主な漁獲物	ほっけ	652	407	1,031	1,016	990	875	1,070	862	871	701.5
	たこ	440	523	370	351	334	423	401	429	426	423
	イカ	323	390	165	261	81	67	97	86	226	467
	すけとう	621	506	468	831	447	380	55	590	702	716
	たら	247	322	147	478	844	574	204	299	312	291

資料：各年港勢調査

### (3) 水産加工業

- ・水産加工業は本町の中核的産業であり、近年施設の改修等が進んでいますが就業者の高齢化が見られます。生産内容については、魚卵製品加工を主体としていますが、海外からの原料の確保難から各年ごとに変動はありますが、総生産高が減少しています。
- ・特に平成 26 年には町内水産加工業者が経営破たんし、地域経済に大きな影響を与えるなど、水産加工業の低迷は続いています。

表 水産製品の生産高・生産額の推移

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
	上段：数量(ト) 下段：金額(万円)	上段：数量(ト) 下段：金額(万円)	上段：数量(ト) 下段：金額(万円)	上段：数量(ト) 下段：金額(万円)
冷凍品	2,932	2,631	2,548	2,418
	143,833	141,199	160,551	145,202
塩蔵品	2,138	1,840	1,871	1,756
	510,622	424,234	415,322	387,922
干製品	10	11	6	7
	1,620	2,410	1,338	1,270
ゆで物	417	280	64	61
	31,724	18,424	5,973	5,516
調味水産加工品	262	216	114	103
	60,938	20,127	21,518	20,059
塩辛品	20	50	46	11
	9,818	9,926	9,547	3,972
その他	806	916	899	807
	9,017	6,455	6,693	5,848
合計	6,585	5,944	5,548	5,163
	767,572	622,775	620,942	569,789

資料：古平町産業課農林水産係調べ ※平成 25 年以降未調査

### (4) 商業

- ・本町の商業は、商業経営者の高齢化と後継者難、人口減少や町内の景気低迷などにより、購買力が縮小しているほか、近隣市町村などへの購買力流出など厳しい状況にあります。

表 商業の推移

	平成 14	平成 16	平成 19	平成 24	平成 26	平成 28
商店数	68	67	58	44	44	40
従業者数(人)	244	213	188	119	142	123
年間販売額(百万円)	2,502	3,008	2,360	1,515	1,838	1,482

資料：商業統計調査、H24 経済センサス

## (5) 観光

- ・ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定された本町には、海岸沿いの奇岩が織りなす優れた自然景観がありますが、観光入込客数は年間8万～9万人程度で推移しています。

表 観光入込客数の推移

単位：千人

	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29
入込客数（人）	89.4	88.7	85.5	82.5	88.9	86.5	86.4
うち宿泊客数	10.3	15.0	12.6	12.0	12.6	12.8	12.1

資料：観光入込客調査

### 1-1-4. 土地利用

#### (1) 五地域区分

- ・土地利用は国土利用計画法に基づき、

①都市地域 ②農業地域 ③森林地域 ④自然公園地域 ⑤自然保全地域

の五地域に区分されます。本都市計画区域は海岸部においては自然公園地域、平野部は農業地域、山間部は森林地域と重複しており（町内に自然保全法地域はない）、開発や土地利用変更などが行われる場合は各地域間の調整が必要となってきます。

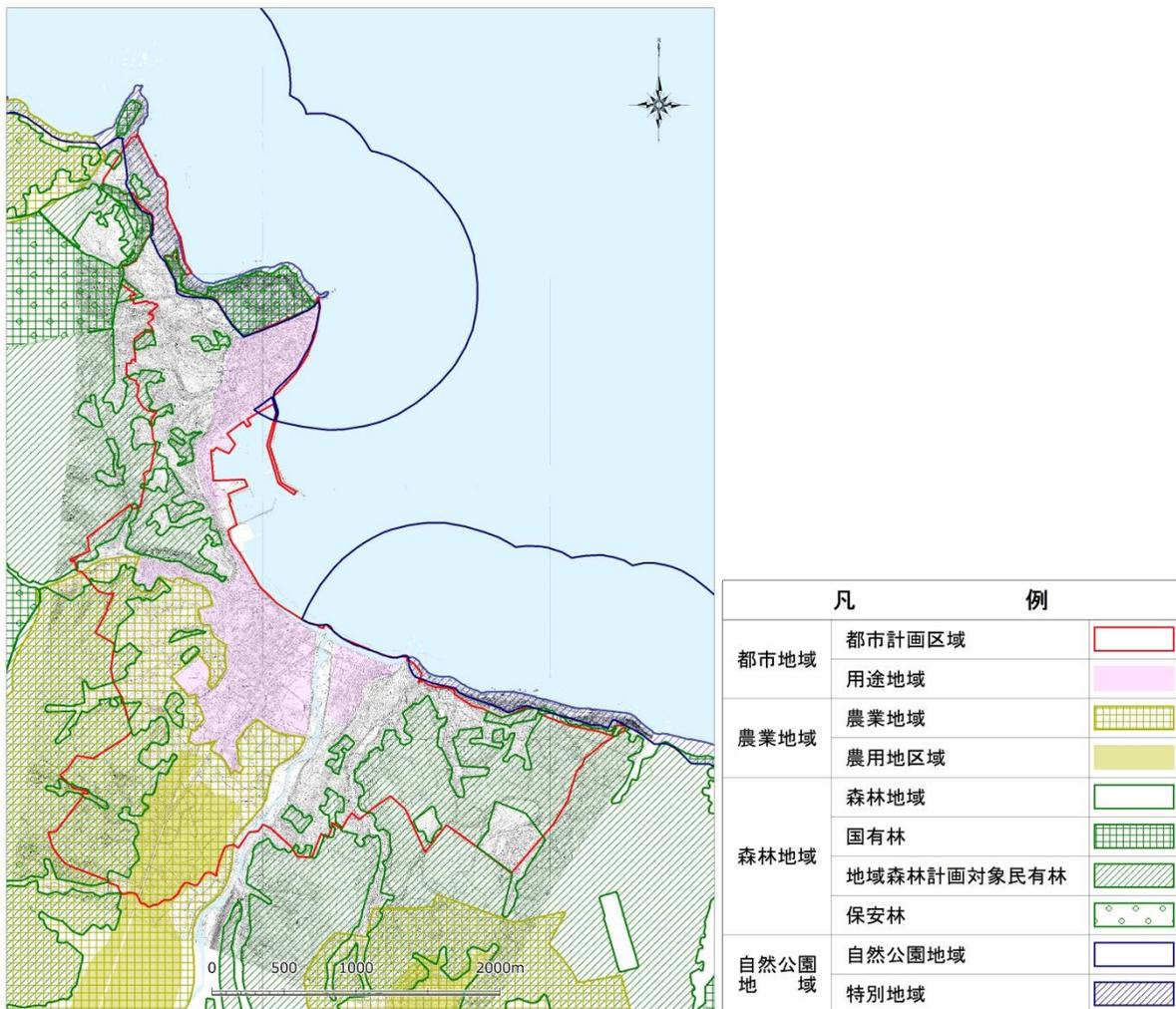


図 土地利用基本計画図

## (2) 土地利用（都市計画区域、用途地域<sup>※1</sup>）

- ・本町の都市計画区域は、昭和 24 年に当初指定された後、昭和 58 年に変更を行い、現在面積は 682ha となっています。また、用途地域は昭和 58 年に当初決定され、平成 7 年に法改正による変更を行い現在に至っています。用途地域の割合は、住居系が最も多く約 77%、次いで工業系が約 17%、商業系が約 6%となっています。昭和 58 年の用途地域決定と同時に、近隣商業地域と商業地域に準防火地域<sup>※2</sup>が指定されています。

表 都市計画区域の指定状況

名称	面積	最終指定年月日
古平都市計画区域	682ha	昭和 58 年 4 月 14 日

※都市計画区域は P11 参照

表 用途地域の指定状況（最終決定：平成 7 年 3 月 1 日）

種類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	面積 (ha)	比率 (%)
第一種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	約 28	19.6
第二種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	約 20	14.0
第一種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	約 62	43.5
近隣商業地域	30/10 以下	8/10 以下	約 6.4	4.5
商業地域	40/10 以下	8/10 以下	約 2.2	1.6
準工業地域	20/10 以下	6/10 以下	約 24	16.8
合計			約 142.6	100.0

※用途地域は P11 参照

表 準防火区域の指定状況

区域名	面積	最終決定年月日
準防火地域	8.6ha	昭和 58 年 4 月 14 日

※準防火地域は P11 参照

※1 用途地域:市街地の土地利用の基本的な枠組みを設定するもので、住居、商業、工業などの 13 地域を適正に配置するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率などを規制・誘導する地域のことです。

※2 準防火地域:市街地における火災の危険を防除するため定める地域として、また、建築基準法および同法施行令において具体的な規制が定められた地域のことです。

## 1-1-5. 交通体系

### (1) 道路

- ・道路は、住民生活や産業活動にとって不可欠なものであり、国道・道道等広域道路体系の整備とともに、住民生活に密着した町道の整備も重要です。本町には国道 229 号、道道古平神恵内線、道道蕨台古平線と町道 134 路線があります。
- ・国道については 1 箇所クランクが存在し、安全確保の妨げにもなっていることや、町道については新設整備の必要性は少ないものの、老朽化の激しい路線の舗装改修などによる、円滑な交通確保と良好な通行空間が求められています。

表 道路整備状況

区分	実延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)
国道	7.7	7.7	100.0
道道	23.1	23.1	100.0
町道	68.5	37.0	54.0

表 都市計画道路※<sup>1</sup>一覧表

名称					延長 (m)	幅員 (m)	整備率 (%)	決定年月日
図	区分	規模	番号	路線名				
①	3	4	1	大通線	約 1,050	12~22	100.0	昭和 29 年 3 月 30 日
②	3	4	4	西大通線	約 2,020	15~16	100.0	昭和 53 年 9 月 16 日
③	3	4	6	運動公園通線	約 1,060	18	21.7	昭和 63 年 3 月 3 日
④	3	5	2	東大通線	約 1,000	15~18	100.0	昭和 29 年 3 月 30 日
⑤	3	5	3	入舟線	約 3,520	9~15	100.0	昭和 39 年 3 月 14 日
⑥	3	5	5	山岸通線	約 350	13	100.0	昭和 29 年 3 月 30 日

※都市計画道路の位置は P11 参照

### (2) 公共交通機関

- ・本町と近隣市町村を結ぶバスは、北海道中央バス株式会社の一社で、概ね 1 時間に 1 本の運行となっており、路線は国道を通過するものとなっています。それ以外は本町が運行するコミュニティバスがあり、古平町内における交通の足を確保するため、主要な公共施設である「温泉」と「元気プラザ」を結んで町内を循環しています。

※1 都市計画道路:都市計画に必要な都市施設として、都市計画法に基づき位置、名称、道路の種類などが定められ、都市の骨格となる道路のことです。



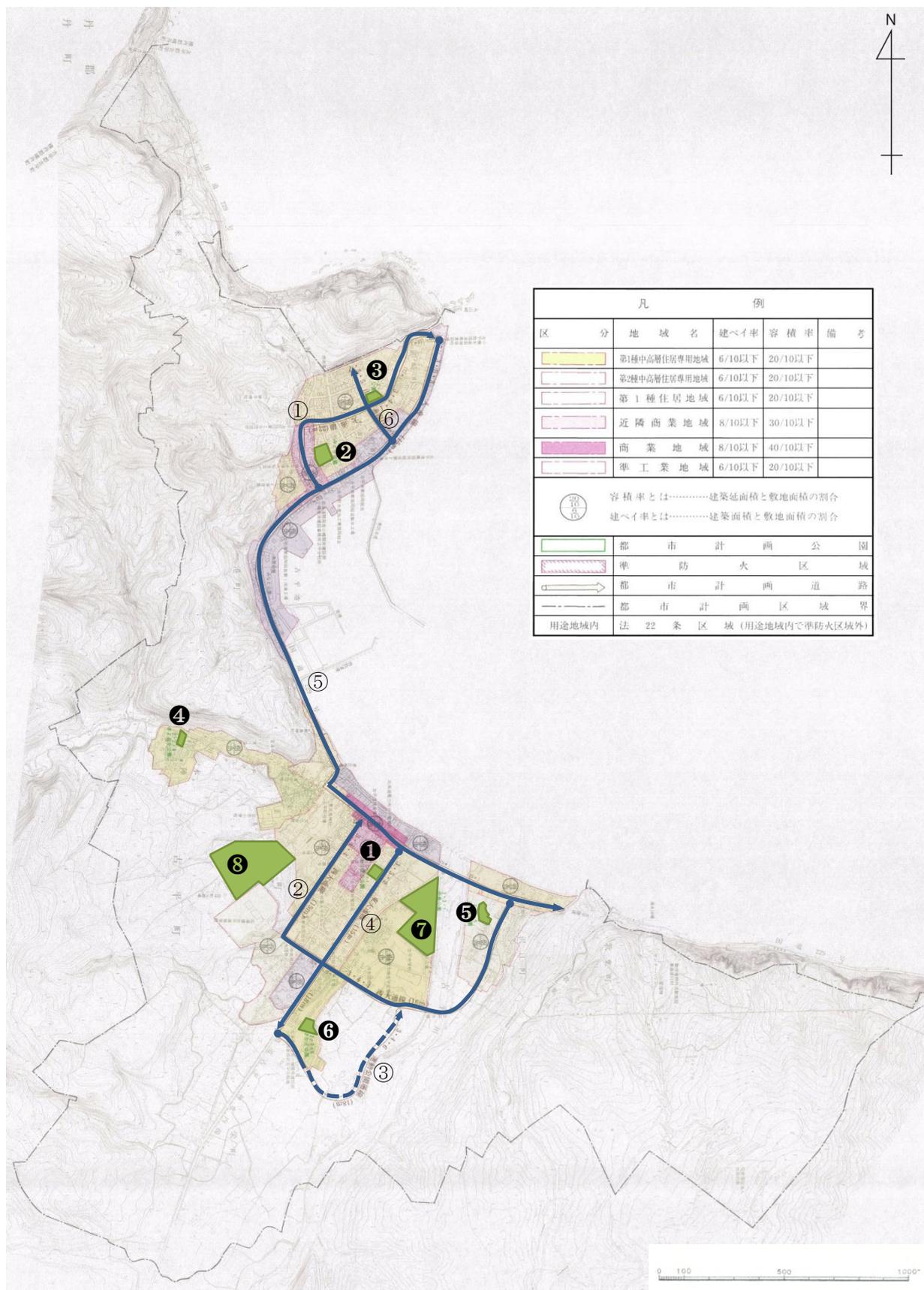


図 都市計画図

## 1-1-6. 都市環境

### (1) 公園

- ・都市計画公園<sup>※1</sup>は、地区公園1箇所、街区公園6箇所が計画決定されており、すべて供用されています。また、墓園は1箇所、計画決定されています。

表 都市計画公園一覧表

名 称						計画決定面積 (ha)	決定年月日
図	区分	規模	番号	公 園 名	種 別		
①	2	2	1	あけぼの公園	街区公園	0.19	昭和48年7月18日
②	2	2	2	みどり公園	〃	0.47	昭和48年7月18日
③	2	2	3	まるやま公園	〃	0.22	昭和48年7月18日
④	2	3	4	きよおか公園	〃	0.13	昭和50年12月1日
⑤	2	2	5	さわえ公園	〃	0.28	昭和55年9月5日
⑥	2	2	6	さかえ公園	〃	0.29	昭和56年5月21日
⑦	4	3	1	中島公園	地区公園	3.0	平成6年8月11日
⑧				清光苑	墓園	4.8	昭和51年2月2日

※都市計画公園の位置は P11 参照

### (2) 火葬場

- ・本町には、浜町地域の西側に昭和49年に建設した火葬場があり、年間の火葬件数は50件程度です。築40年以上経過し老朽化が進んでおり、2019年度には現地で建替え・供用することとなっています。

表 火葬場の指定状況

名 称	計画決定面積 (ha)	決定年月日
古平町火葬場	0.4ha	昭和49年10月28日

※火葬場の位置は P14 参照

### (3) 下水道

- ・本町の公共下水道は、平成11年に事業認可を受け、平成16年3月から一部区域で供用開始し、順次普及に努めてきました。計画区域面積143haに対し、平成30年の供用区域面積は126haとなっています。

表 下水道の指定状況

種類	処理方式	計画区域面積	供用区域面積	最終決定年月日
公共下水道	分流式	143ha	126ha	平成11年6月18日

※1 都市計画公園:都市計画に必要な都市施設として、都市計画法に基づき位置、名称、公園の種類などが定められ、レクリエーション活動の場、都市の景観向上を図ることなどを目的とする公園のことです。

#### (4) 上水道

- ・本町の水道は、昭和 40 年古平川水系泥の木川に水源を求めて創設して以来、増大する水需要に対応して給水区域の整備・改良を行ってきており、平成 29 年度末での普及率は、97.7%となっています。

#### (5) 公営住宅

- ・本町は、他町村と比べ民間による賃貸住宅が少ないことから、公営住宅への依存率は高い傾向にあります。その多くは老朽化が進んでいます。

表 公営住宅一覧表

(平成 30 年 11 月 1 日現在)

団地名	戸数	建築年度
旭団地	50	昭和 44~46
中央団地	8	昭和 54~55
栄団地	54	昭和 49~平成 2
清川団地	16	平成 27~29
清丘団地	38	昭和 43~46
御崎団地	26	昭和 47
本町団地	4	昭和 47
新栄団地	12	平成 12
清住団地	18	平成 16
計 9 団地	226	-

※各団地の位置は P14 参照

#### (6) 公共施設

- ・本町の市街地には、官公署、福祉施設、学校など多くの施設が設置されています。
- ・本町には平地が少ないことから、市街地の中心でなく郊外部にも立地する施設がありますが、もともとコンパクトな市街地であることと、公共交通のネットワークにより、施設利用の利便性を確保しています。

表 公共施設の立地状況

東部市街地	西部市街地
役場、B&G 海洋センター、 元気プラザ（地域包括支援センター） 古平小学校、古平中学校、学校給食センター、 下水道管理センター、上水道浄水場、家族旅行村、 北後志消防組合古平支署、武道館、火葬場、 中央地区住民集会所、ふれあいセンターさわえ、 地域福祉センター、 町立診療所海のまちクリニック、 高齢者複合施設ほほえみくらす	認定こども園ふるびら幼児センターみらい 子育て支援センター、漁港会館、 消防団第二分団詰所、西部地区住民集会所、 日本海ふるびら温泉しおかぜ

※各施設の位置は P14 参照

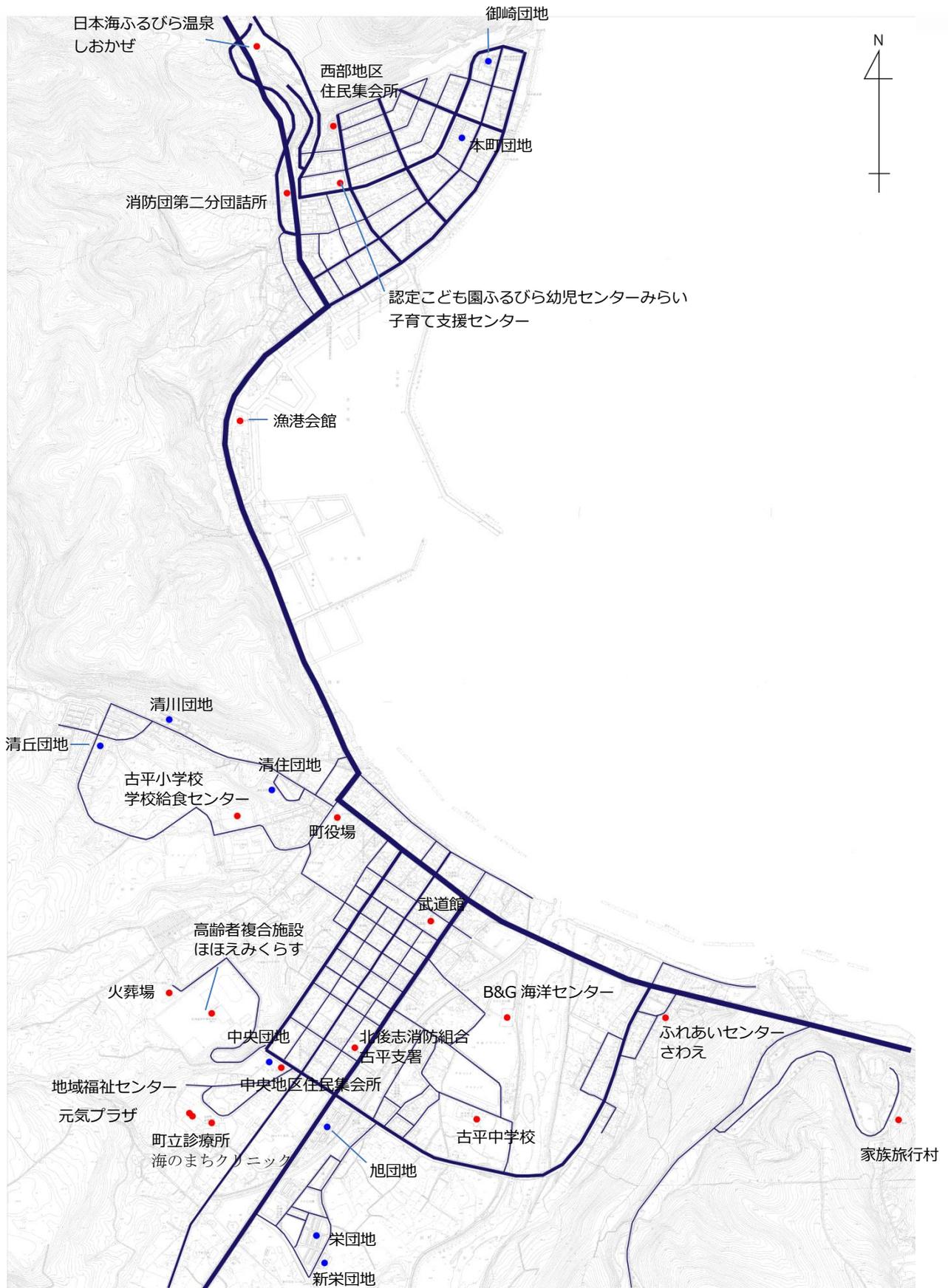
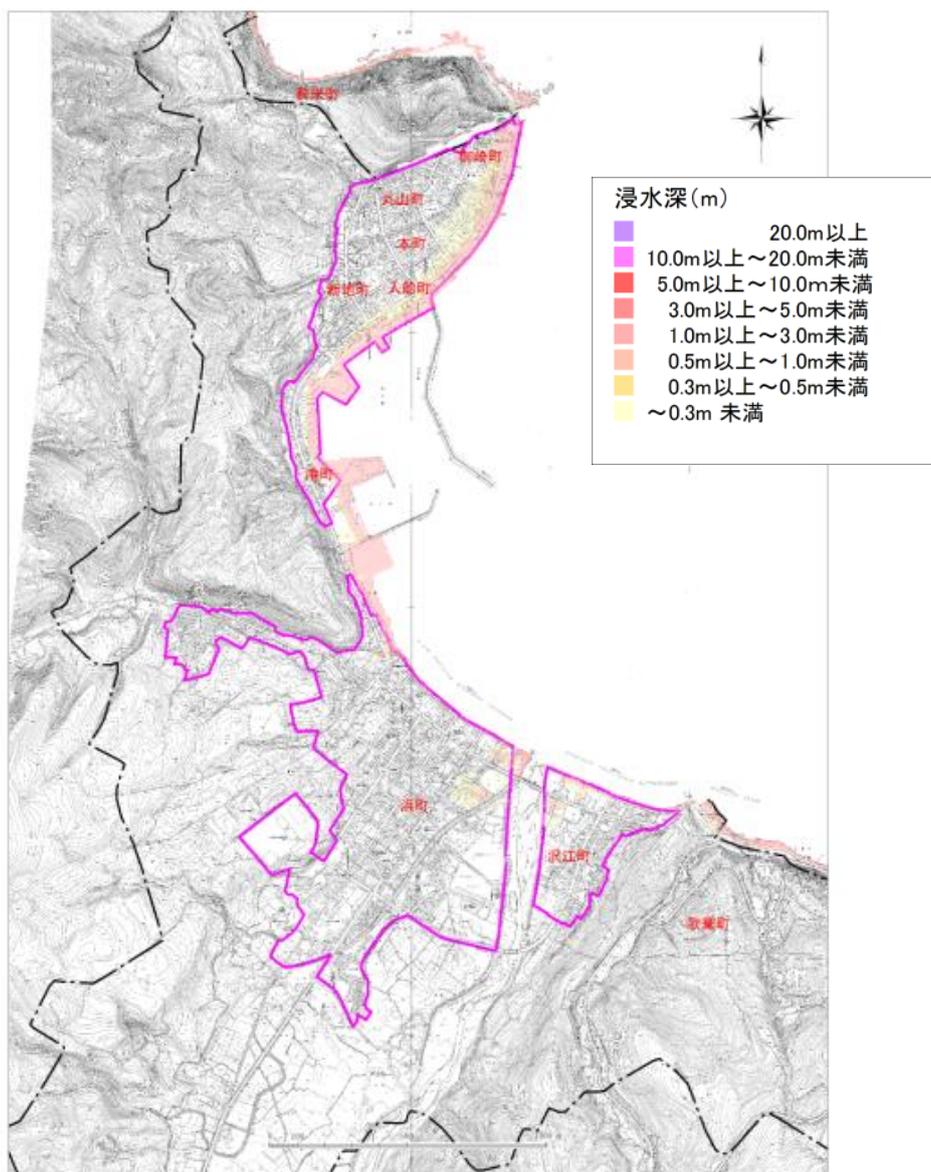


図 公共施設位置図

### 1-1-7. 防災

- ・ 現行の津波想定は平成 29 年に示されたもので、漁港から西部市街地の海岸部にかけてが主な浸水想定区域になっています。
- ・ また、市街地を囲む丘陵部はほとんどが急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているほか、土石流危険渓流・地すべり危険箇所も数多くあり、さらに平成 22 年の大雨による沢江町の浸水もあったことから、関係機関と協議を進めながら防災体制の強化に取り組んでいます。



資料：2018 防災ハンドブック

図 津波浸水区域

## 1-1-8. 景観

### (1) 自然景観

- ・本町の市街地に接している海岸線は、二セコ積丹小樽海岸国定公園に指定され、海岸沿いの奇岩が織りなす優れた自然景観があります。

### (2) 市街地景観

- ・漁業により拓けた古平町では、漁港の后背の平地に市街地ができ、国道の沿道では商業店舗や住宅が街並みを形成しています。市街地の后背には山林が迫っており、海と森が身近に感じられる景観となっています。



## 1-2. 課題の整理

### 1-2-1. アンケート調査の課題整理

#### (1) アンケート調査の概要

##### ①調査の目的

- ・都市計画マスタープランの見直しを進めるにあたり、まちづくりに対する町民の意識や意向を把握するためのアンケート調査を行いました。

##### ②調査期間

- ・平成30年5月7日（月）～5月25日（金）

##### ③調査対象

- ・18歳以上の古平町にお住まいの方全員（2,820名）

##### ④配布・回収方式

- ・郵送による配布、郵送による回収（料金受取人払を適用）

##### ⑤配布・回収数

- ・配布2,820票、回収810票（回収率28.7%）

#### (2) 調査結果概要

##### ◆回答者属性

##### 【年齢】

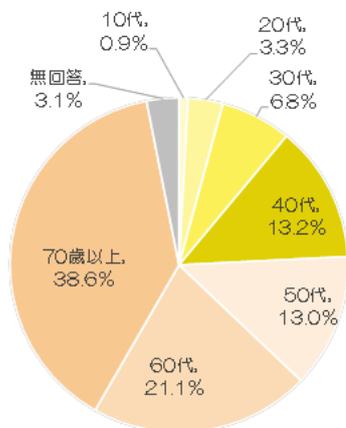


図 年齢 (N=810)

##### 【居住地区】

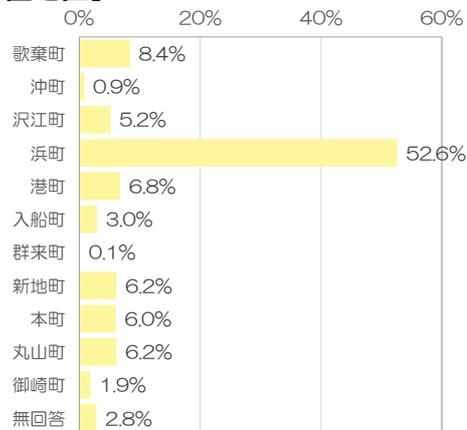


図 居住地区 (N=810)

##### 【世帯での車の保有】

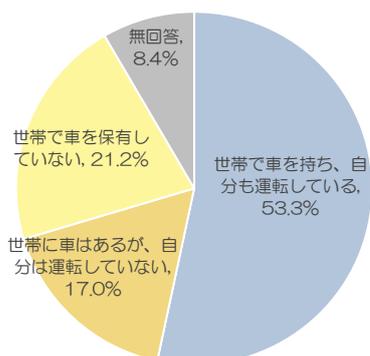


図 世帯での車の保有状況 (N=810)

##### 【最寄りのバス停までの徒歩時間】

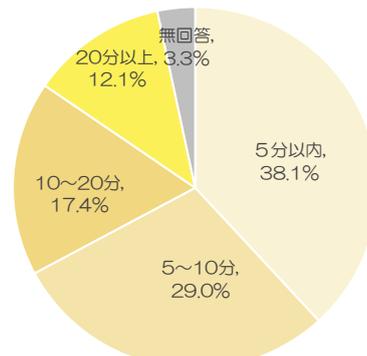


図 最寄りのバス停までの徒歩時間 (N=810)

## ◆まちづくりについての満足度・重要度

### 【満足度】

・概ねすべての項目において「普通」との回答者が多くなっています。特徴的な項目として「3.ごみの収集・処理」や「5.消防・救急・防災などの状況」については満足度が高くなっています。一方で「13.観光や商業の取組み状況」、「29.買い物の便利さ」、「36.観光施設の整備」といった観光や買い物につながる項目については、満足度が低い傾向にあります。

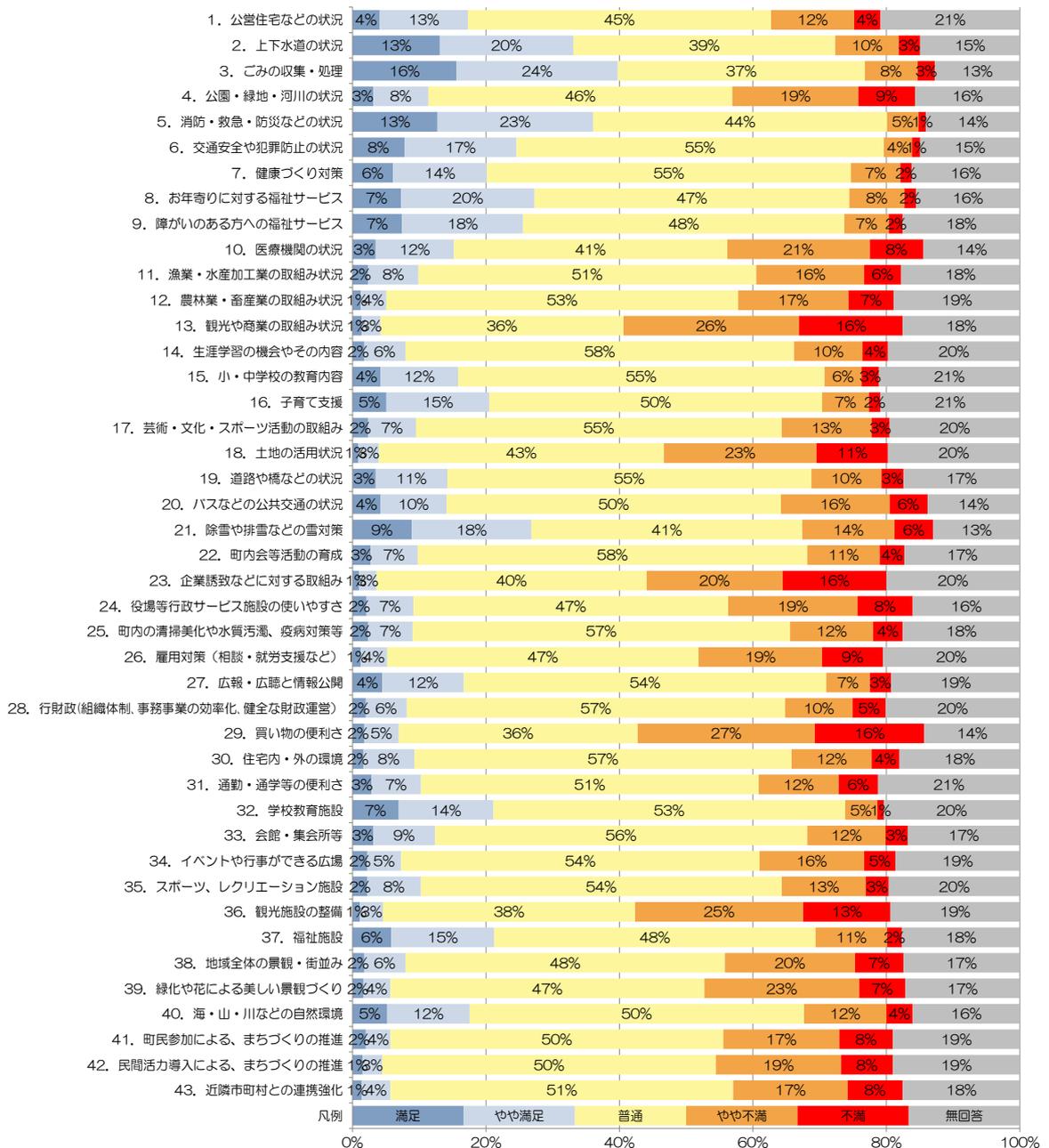


図 満足度 (N=810)

【重要度】

・満足度とは異なり、各項目「あまり重要ではない」、「重要ではない」との回答は少なく、「普通」、「やや重要」、「重要」の回答割合が高くなっています。特に、「やや重要」及び「重要」の割合が高い項目は、「5.消防・救急・防災などの状況」、「8.お年寄りに対する福祉サービス」、「10.医療機関の状況」、「21.除雪や排雪などの雪対策」、「29.買い物の便利さ」となっており、将来の生活環境や医療に関する項目を重要と考える傾向が窺えます。

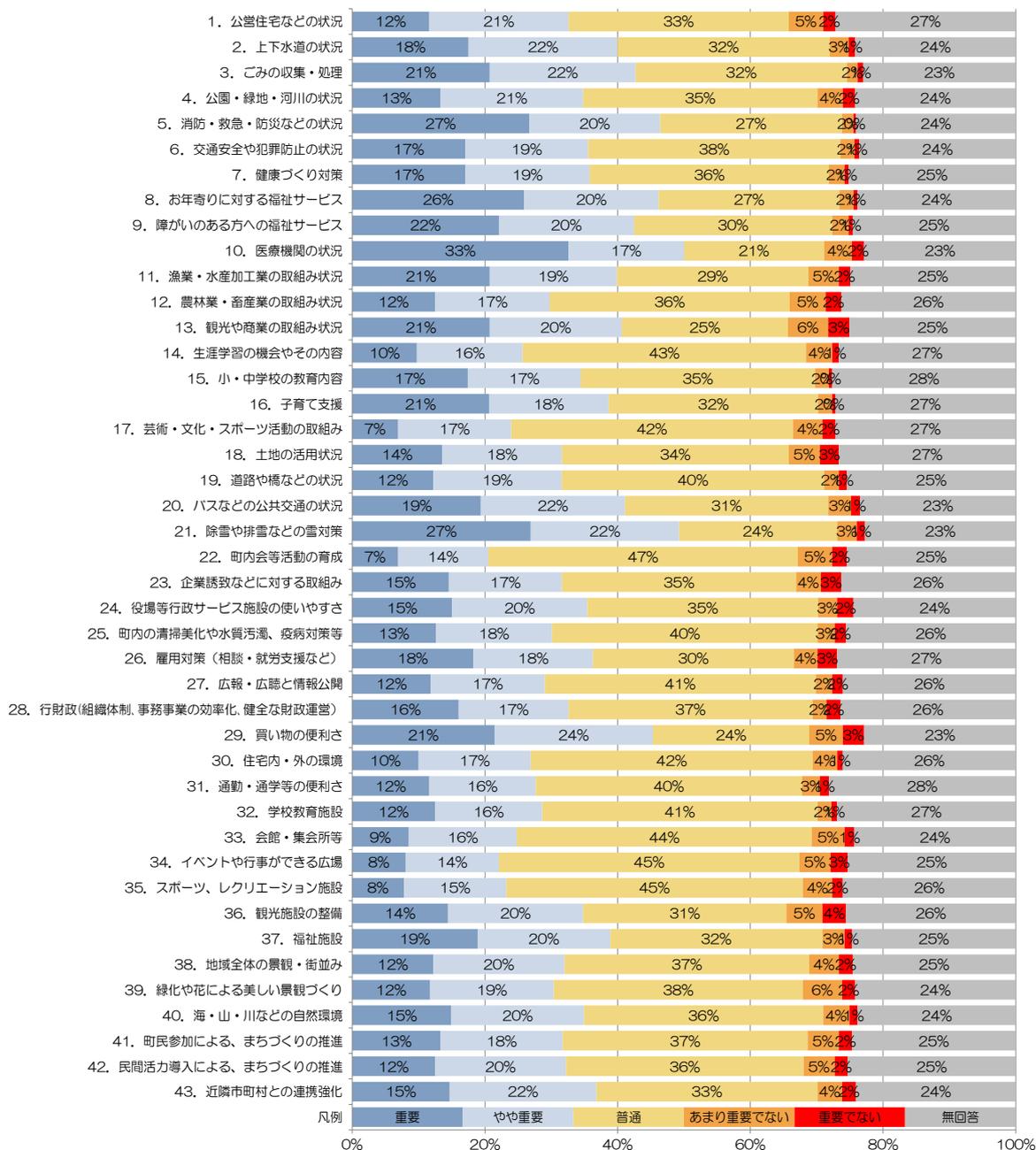


図 将来の重要度 (N=810)

◆将来のまちづくりについて

【古平町がどのようなまちであってほしいか】 ※3つまで回答

・「医療・福祉のまち」の回答が最も多く47.8%、次いで「子どもを育むまち」が31.7%、「地場産業の振興を図るまち」が30.9%、「観光・商工業が盛んなまち」が30.5%となっています。

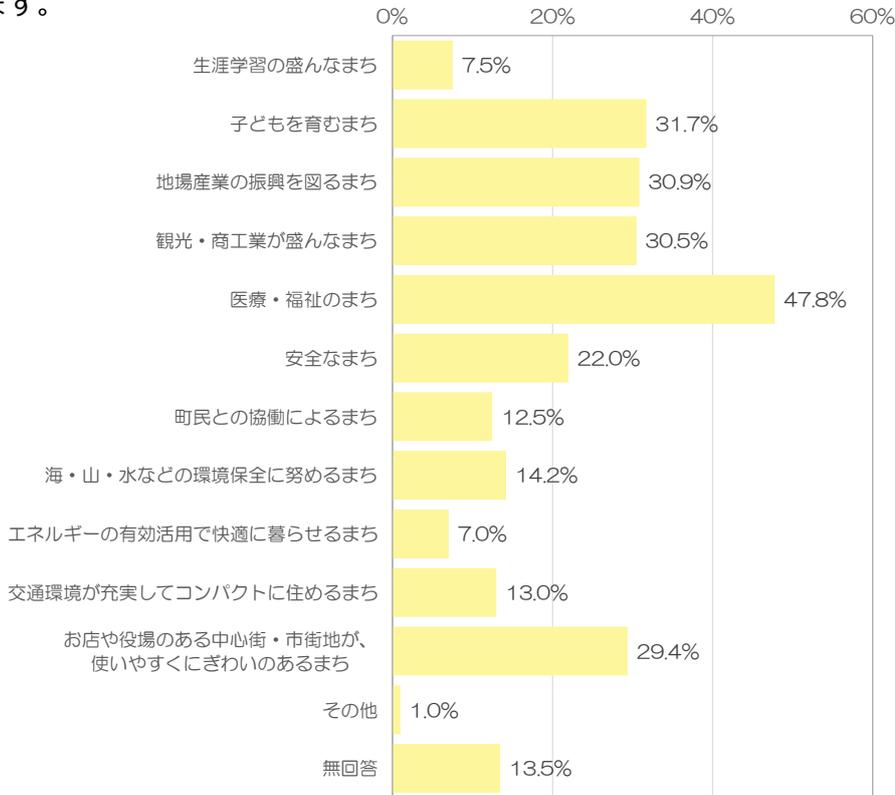


図 今後、古平町がどのようなまちであってほしいか (N=810)

【市街地全般の施設整備や土地利用についての関心の度合い】 (各種単数回答)

・すべての項目において関心の低い項目はなく、その中で、特に関心の高い項目は、「3. 空き店舗や空き家・空き地の活用」、「4. 危険な空き家の解消」となっており、市街地の空き家及び空き店舗の問題に特に関心が高いことが窺えます。

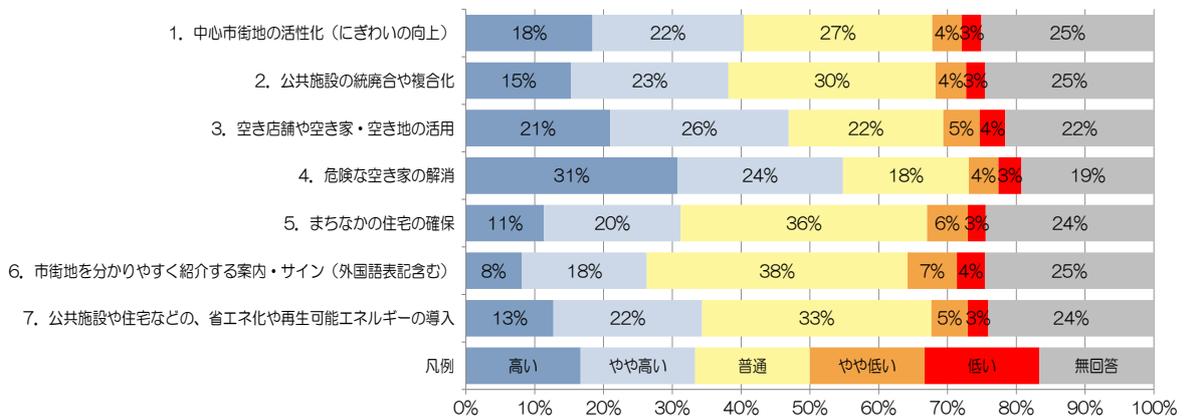


図 市街地全般の施設整備や土地利用についての関心の度合い (N=810)

【「道路・交通施設の整備・維持管理」で関心の高い取組み】（複数回答3つまで）

・「既存幹線道路の継続的な整備・維持管理」が44.3%と最も多く、次いで「既存生活道路の維持・改善」が44.1%、「歩きやすい歩道の確保や段差解消」が43.0%となっています。

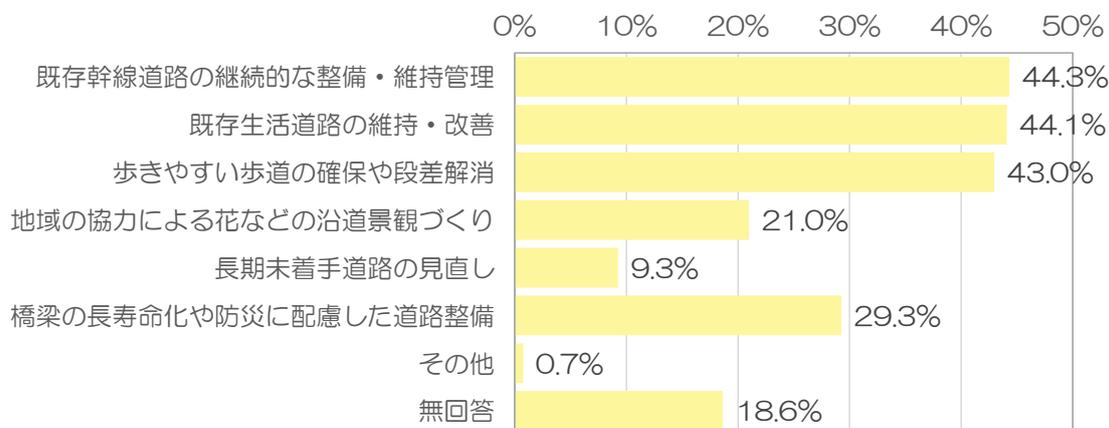


図 「道路・交通施設の整備・維持管理」で関心の高い取組み（N=810）

【「公園・緑地の整備・維持管理」で関心の高い取組み】（複数回答3つまで）

・「子どもの遊び場となる身近な公園の確保」が33.8%と最も多く、次いで「高齢者や障がい者が利用しやすい公園施設にする」が31.1%となっています。

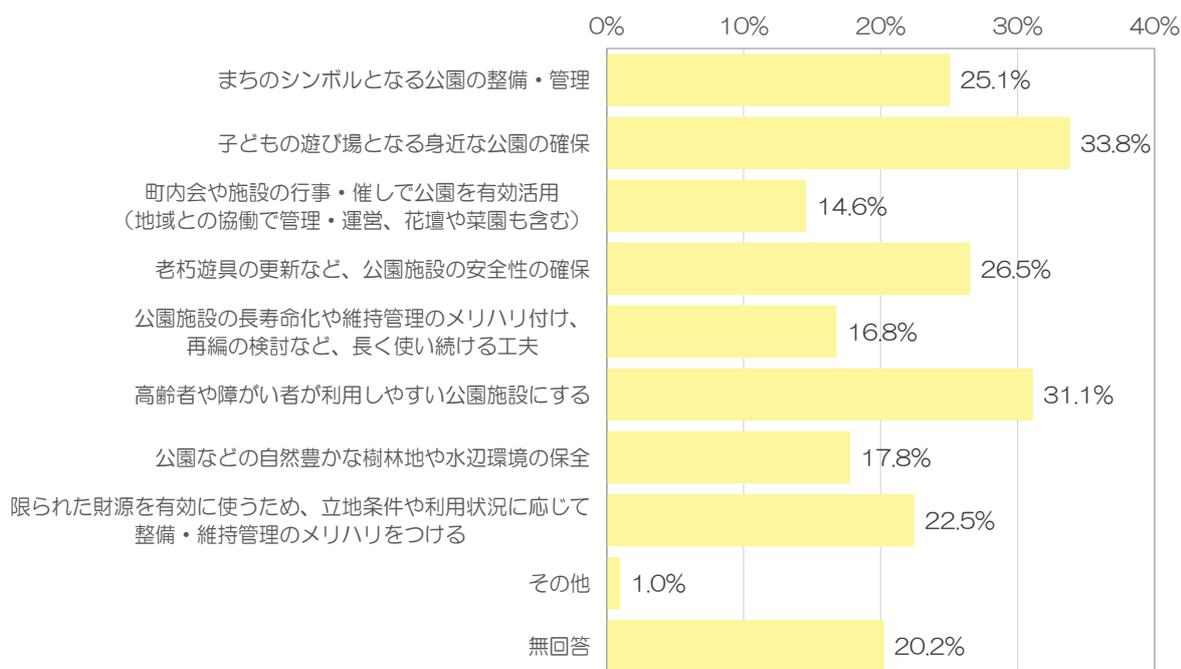


図 「公園・緑地の整備・維持管理」で関心の高い取組み（N=810）

【「防災まちづくり」で関心の高い取組み】（複数回答3つまで）

・「地域の避難場所の確保」が40.2%と最も多く、次いで「避難路の確保と周知」が35.3%、「防災機能を有した庁舎や公園の整備」が30.7%となっています。

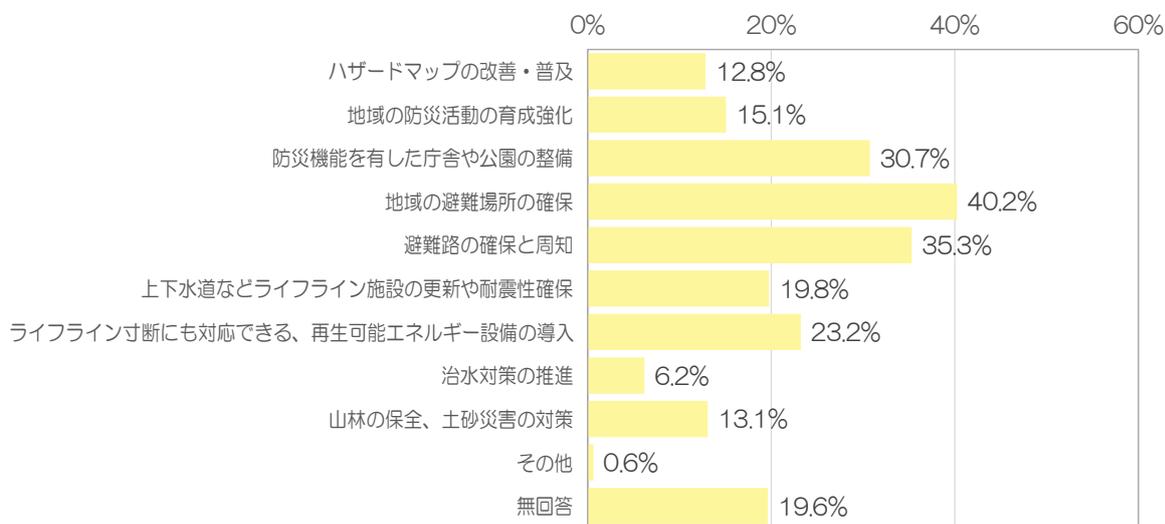


図 「防災まちづくり」で関心の高い取組み（N=810）

【今後、古平町に求められるまちづくりの進め方】（複数回答）

・「計画段階から町民の意向を反映して、ニーズに合った効果的な計画を立案する」が38.6%と最も多く、次いで「老朽施設を更新するとき、維持管理に費用や手間のかからない仕様・方法に切り替える」が38.4%となっています。

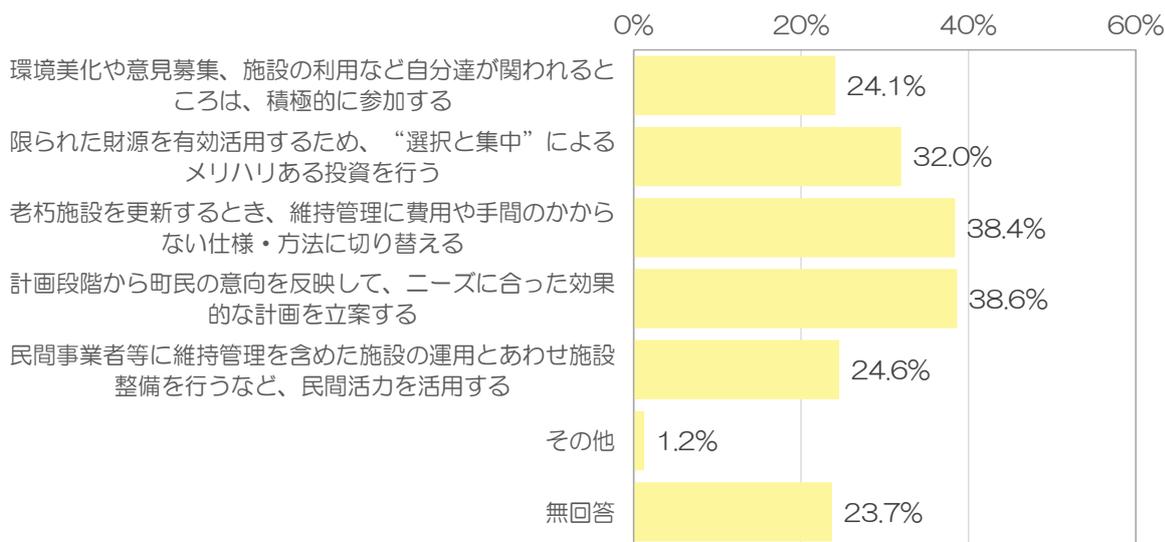


図 今後、古平町に求められるまちづくりの進め方（N=810）

### (3) アンケート調査からの課題

- ・アンケート調査による町民の意見を解析して課題を抽出し、生活環境（土地利用）、都市施設、景観・防災、町民参加の分野ごとに課題を評価・整理します。

#### ①生活環境（土地利用）について

- ・満足度の高い項目にゴミ処理・上下水道が挙げられている反面、買物の便利さ、観光について満足度が低くなっており、まちの活性化・活力の維持が求められています。
- ・医療・福祉の充実は重要度も高く、まちづくりの将来像としても最も回答が多く、引き続き取組みを進めていく必要があります。

#### ②都市施設について

- ・道路の整備については、町民の多くが自動車移動に依存していることもあり、既存道路の維持管理が求められています。
- ・公園については子どもやお年寄り、障がい者など利用者のニーズにあった公園づくりが求められています。その一方で、「まちのシンボルとなる公園」、「公園施設の安全性の確保」、「立地条件や利用状況に応じて整備・維持管理のメリハリをつける」に関しても一定数の回答が得られています。

#### ③景観・防災について

- ・防災に関しては、「5.消防・救急・防災などの状況」が満足度・重要度ともに高く、町民の大きな関心が寄せられています。具体的には災害時の避難所・避難路、防災拠点となる庁舎・公園の整備へのニーズが高まっており、これらに対応する取組みが必要です。

#### ④町民参加について

- ・町民参加のまちづくりについて、現状の町民の満足度はそれほど高くありませんが、今後のまちづくりにおいて「計画段階から町民の意向を反映」することに関心が集まっており、これらの意向を反映した取組みを進める必要があります。また、「老朽施設を更新するとき、維持管理に費用や手間のかからない仕様・方法に切り替える」にも関心が高く、現実的な行財政運営にも一定の理解を示していただいていることが伺えます。

## 1-2-2. 都市づくりの主要課題

### (1) 社会情勢からの課題

- ・いま、社会経済情勢は大きく様変わりし、少子・高齢化の進行、産業雇用情勢の変化、情報の高度化、国際化、住民ニーズの多様化、地方分権の進展等急速に変化しています。また、地球温暖化をはじめとした様々な環境問題が顕在化する中で、二酸化炭素をできるだけ排出しない低炭素社会<sup>※1</sup>や、環境負荷の少ない循環型社会<sup>※2</sup>の構築に向けた政策的な取組みが必要となってきました。
- ・これら大きく変わった社会経済情勢に対応した行政運営が強く求められています。

### (2) 地域コミュニティに関する課題

- ・町民のライフスタイルの変化や核家族化の進行、単身世帯の増加などにより、人間関係が以前に比べて希薄化しています。また、地域のコミュニティ活動が停滞していることから、今後は活動を担える人づくりやコミュニティビジネス<sup>※3</sup>など、自主的な活動が活発化するような取組みが求められています。また、町内にあるコミュニティ施設は老朽化が激しいものもあるため、建て替え等を含め、より地域に密着した利用ができるように検討する必要があります。

### (3) 産業振興に関する課題

- ・本町の産業は年々衰退傾向にあり、産業就業者の高齢化、町内での就職できる場が少なく、若者の町外流出が顕著となっています。また、本町は二セコ積丹小樽海岸国定公園に指定されており、新鮮な海産物や水産加工品など観光資源に恵まれていますが、入込客数も少なく十分活かされているとは言えません。今後は観光産業と他業種との連携など雇用機会の拡大や企業誘致への取組みが必要となります。

### (4) 土地利用の課題

- ・人口の減少、少子高齢化が進み、市街地の衰退・スポンジ化などを踏まえ、コンパクトな市街地の形成が求められることから、豊かな自然環境との調和を基本とし、良好な住環境や交流・賑わい機能の創出など、町民の利便性や快適性などに配慮した長期的な視野に基づく計画的な市街地内の土地利用計画・都市施設の再配置を検討する必要があります。

※1 低炭素社会:地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量を低下させる仕組みをもつ社会のことです。

※2 循環型社会:環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできる限り少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことです。

※3 コミュニティビジネス:地域が抱える課題について、地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のことです。例えば、まちづくり、地域情報の発信、高齢者支援などがあります。



## (5) 交通体系に関する課題（道路・公共交通）

- ・海岸線に位置する国道 229 号は本町の生命線であり、津波・高潮等の自然災害に強い構造へ改善していく必要があります。町道については、新規の道路整備の必要性は少ないものの、老朽化の激しい路線の舗装改修などによる、円滑な交通確保と良好な通行空間が求められています。
- ・路線バスについては、概ね 1 時間に 1 本の運行のため、利用者から運行本数の維持が求められています。また、「温泉」と「元気プラザ」などを巡回するコミュニティバスについては、これらの施設を利用する機会が多い高齢者など交通弱者の日常の足を確保するため、運行の継続が必要になります。

## (6) 都市環境に関する課題

- ・水道については、今後も安全でおいしい水を安定的に供給するために水質管理、漏水調査及び老朽化した水道管の更新が課題となっています。
- ・下水道については水質保全の確保の観点から、未普及地区解消と接続率（水洗化率）の向上や施設の長寿命化が求められています。
- ・公営住宅については老朽化が進んでいます。このことから既存住宅の長寿命化計画を策定し有効活用を図りながら、公営住宅の除却や建替えを検討する必要があります。また、近年の生活様式の変化や核家族化や高齢化等に対応した住宅とすることが望まれています。

## (7) 景観、防災に関する課題

- ・本町を育んできた海、山の自然環境と調和し、古平らしいコンパクトでありながら賑わい・魅力の感じられる都市景観づくりが必要です。
- ・市街地周辺の豊かな森林は、防災機能を備え豊かな海を作り出す貴重な緑地となっていることから、今後も維持、保全をしていく必要があります。
- ・近年全国的に地震、風水害など自然災害が頻発していることを踏まえ、本町としても避難体制や防災・減災に資するまちづくりを進める必要があります。

### 1-2-3. 課題の整理

- ・抽出された課題を整理すると、本町における今後の都市づくりの課題は、次のように整理されます。

- ①地域コミュニティの充実と賑わい創出の検討
- ②少子高齢化に対応した都市施設の検討
- ③豊かな自然環境の保全と自然に調和した都市景観の検討
- ④自然環境に配慮した低炭素・循環型社会実現の検討
- ⑤コンパクトな市街地形成のための効率的な都市基盤の整備の検討
- ⑥地域資源を活かした産業振興の検討

## 第2章 全体構想

### 2-1. 都市づくりの目標

#### 2-1-1. 将来都市像

##### 1. 将来都市像

###### 【基本理念】

第5次古平町総合計画の「まちの将来像」と「5大目標」を都市づくりの基本理念とします。

###### 『協働で創る住みよいやすらぎの郷、ふるびら』

- 郷土を愛する豊かな心を育て、地域文化を創造するまち
- 健康で生きがいと支えあいのあるまち
- 安心・安全・快適な住みよいまち
- 魅力ある資源を活かす地場産業の活性化したまち
- みんなで考え、力を出し合う、自立したまち

###### 【将来都市像】

- ・本町を取り巻く社会情勢は非常に厳しいものがありますが、一方で、「①多雪であるが、内陸部や留萌、石狩地方のような暴風雪は少なく産業・交通への影響は比較的少ない。」、「②社会福祉の施策等について外部の評価が高い。」、「③平成30年後志道の小樽-余市間に余市ICが供用され、小樽・札幌へのアクセスが飛躍的に改善される」、など本町の潜在能力を高める要素もあることから、これらや基本理念、住民意向調査結果及び人口減少・少子高齢化に対応した、都市機能の中心市街地への集積及び中心市街地未利用地の利活用などを踏まえ、本計画の将来像を下記のように定めます。

**「人と自然が共生し、優しさがあふれるコンパクトなまち  
“ふるびら”」**

～まちなかの賑わい再生と地域資源を生かした経済の再生を目指して～





## 2-1-2. 都市づくりの目標と方針

### 【都市づくりの目標】

- ・将来都市像の実現のためには、町民参加のルールによる多様な主体と行政との協働により、都市計画や都市整備を推進し、活力ある市街地の再生や、緑豊かな景観を持つやさしく安心して住みよい市街地形成を図る必要があります。また、適切な都市計画の導入により、市街地の拡大抑制を基調としつつ、既存都市基盤を有効に活用しながら都市機能の集積とまちなかの賑わい再生により、都市の魅力や活力の向上と、行政コスト増大の抑制を図ることが求められています。本計画の目標は以下の通りです。

- 生活** ①郷土の誇りと地域コミュニティの充実した都市づくり  
②安心・安全で優しさがあふれる都市づくり  
③都市機能の集約とまちなかの賑わい再生  
④まちなか利便性の向上とコンパクト・プラス・ネットワークの形成
- 環境** ⑤豊かな自然を保全・活用した快適な都市づくり  
⑥低炭素・循環型社会をめざした都市づくり
- 経済** ⑦都市運営コストの軽減をめざしたコンパクトな都市づくり  
⑧交流人口の増加と地域経済の再生

### 【都市づくりの方針】

都市づくりの目標を達成するため、以下の方針を定めます。

- ①郷土の誇りと地域コミュニティの充実した都市づくり
- 郷土の歴史継承と文化財の保存
  - 青少年や高齢者がともに学習・交流出来る場づくりの推進
  - まちづくり活動の拠点形成と地域連携体制の構築
  - 高齢者や障がい者が安心して生活できる地域ネットワークづくりの推進
- ②安心・安全で優しさがあふれる都市づくり
- 消防・救急や広域医療体制の充実
  - 官・民が連携した便利な交通ネットワークの構築
  - 安心して子供を産み、育てることが出来る地域支援体制の構築
  - 地震、津波及び洪水など災害に強い施設づくりと防災・減災体制の構築
  - 町民が交流するスポーツ活動の拠点形成

### ③都市機能の集約とまちなかの賑わい再生

- 地域交流センター機能等による、多世代交流の促進
- 観光交流センターにおける、地場産品の地産地消促進（町民の日常利用や食育の推進）
- 地域情報の集約・発信による、回遊の促進
- 中心市街地における、快適な歩行空間づくり
- 町有地の有効活用や施設複合化・省エネ化など、時代の要請と身の丈に合った都市経営と環境配慮による持続可能なインフラの形成

### ④まちなか利便性の向上とコンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 東部市街地3拠点のネットワーク強化（中心拠点、福祉・医療拠点、文教・スポーツ拠点）
- 東部市街地と西部市街地のネットワーク強化
- 町内のコミュニティバス再編やフィーダー系統の整備、結節機能付加による地域間ネットワーク強化
- 空き家対策等による住宅地の安全性の向上

### ⑤豊かな自然を保全・活用した快適な都市づくり

- 快適で暮らしやすい秩序ある市街地形成の推進
- 風光明媚な海岸線の保全・活用
- 農林水産業や豊かな自然を活用した観光・交流の促進

### ⑥低炭素・循環型社会をめざした都市づくり

- 再生可能エネルギーの利用や緑地保全の推進
- 環境負荷の低減をめざした廃棄物処理
- 町有地の有効活用や施設複合化・省エネ化など、時代の要請と身の丈に合った都市経営と環境配慮による持続可能なインフラの形成（再掲）

### ⑦都市運営コストの軽減をめざしたコンパクトな都市づくり

- 市街地のコンパクト化による効率的な都市基盤の整備推進
- 町民との協働による都市施設の設置、維持管理の推進
- 町有地の有効活用や施設複合化・省エネ化など、時代の要請と身の丈に合った都市経営と環境配慮による持続可能なインフラの形成（再掲）

### ⑧交流人口の増加と地域経済の再生

- 古平の魅力や地域資源及び観光情報の発信
- 豊か自然と新鮮な海の幸などを活かした観光産業の育成と振興
- 中心拠点に広域対応の観光・交流機能の付加
- 地場産品の販売・消費拡大による雇用環境の改善
- 広域移動ネットワーク（R229路線バス）の維持・利用拡大

## 2-1-3. 将来人口等の目標

### (1) 将来人口の設定

- ・本町の人口動態は、経済情勢や少子化などさまざまな要因により人口が減少しており、将来的に人口増加を想定することが難しくなっています。社人研（国立社会保障・人口問題研究所）による推計結果(平成27年国調を基本)では、2040年の行政区域人口は1,398人と推計されています。

	平成7年 実数	平成12年 実数	平成17年 実数	平成22年 実数	平成27年 実数	2020年 推計	2025年 推計
行政区域人口	4,654人	4,318人	4,021人	3,803人	3,188人	2,755人	2,352人

	2030年 推計	2035年 推計	2040年 推計
行政区域人口	1,992人	1,671人	1,398人

(国立社会保障・人口問題研究所による推計)

- ・本計画の将来人口は、社人研の推計人口を勘案し、以下のように設定します。

	平成27年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
行政区域人口	3,188人	2,755人	2,352人	1,992人	1,671人	1,398人
都市計画区域人口	3,132人	2,709人	2,313人	1,961人	1,645人	1,377人
用途地域人口	2,876人	2,471人	2,094人	1,764人	1,473人	1,231人

### (2) 土地需要量の設定

- ・平成27年度の国勢調査人口では、都市計画区域内人口密度は4.6人/ha(グロス<sup>※1</sup>)、用途地域内人口密度は20.1人/ha(グロス)であり、人口が減少している現状では市街地の拡大は想定しないで内部充実型のまちづくりを推進していきます。

	平成27年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
都市計画区域面積	682ha	682ha	682ha	682ha	682ha	682ha
用途地域面積	142.6ha	142.6ha	142.6ha	142.6ha	142.6ha	142.6ha

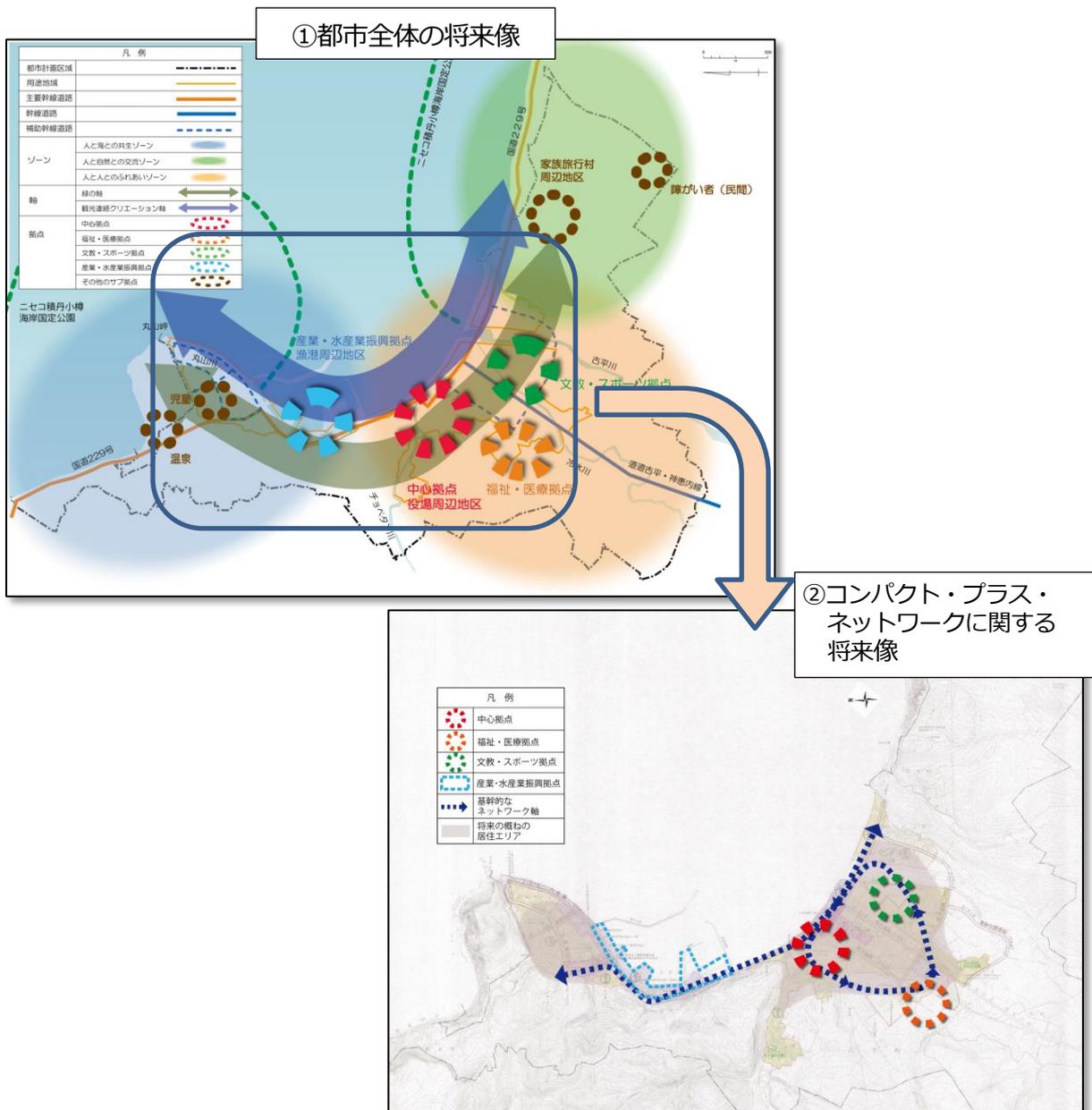
※1 グロス:道路や公園など、住宅の宅地以外の土地を含んだ総面積に対する人口密度のことです。



## 2-2. 将来都市構造

- ・将来都市像を実現するため、「ゾーニング」、「骨格・軸」、「拠点」となる要素をもって、将来都市構造を構成します。
- ・**ゾーニング**：市街地と農地・国定公園などの自然環境が調和し、共生が図られる土地利用の区分を表示します。
- ・**骨格・軸**：都市を構成する交通網や河川・農業地帯など地理的要素を示すものを骨格として、また様々な機能を連携するものを軸として表示します。
- ・**拠点**：様々な交流や都市活動、産業振興、レクリエーションなど一つのテーマにそって機能を集積させるものを拠点として表示します。

※将来都市構造図は、市街地周辺の自然環境も含めた「①都市全体の将来像」と、人口減少に対応した「②コンパクト・プラス・ネットワークに関する将来像」の2段階で示すものとします。



## 2-2-1. ゾーニング

ゾーニングは上位計画である総合計画などから下記のように定めます。

### ●人と海との共生ゾーン

西部地域は本町の基幹産業である漁業・水産関連業が集積しており、今後も生産基盤等の整備更新に努め、磯焼け対策への対応・景観環境保全・観光活用など「人と海との共生」を目指す場として位置づけます。

### ●人と自然との交流ゾーン

市街地の玄関口に位置する歌棄町の家族旅行村周辺は海岸を見下ろす、自然が豊かな場所であり、「人と自然との交流」を図る場として位置づけます。

### ●人と人とのふれあいゾーン

東部地域は既存の各種生活基盤施設の有効活用を図りながら、快適で「安全・安心」な都市空間の形成を図る場として位置づけます。

## 2-2-2. 骨格・軸

・本町を構成する主要な骨格・軸を下記に設定します。

### (1)骨格

骨 格		役 割	構 成
①交通骨格	a.広域骨格	・都市及び地域間の人・物の流れを分担する交通	国道 229 号（3・5・3 入舟線） 道道古平・神恵内線（3・5・2 東大通線）
	b.都市内骨格	・都市内における住民の主要な移動・交通を担う	3・4・1 大通線、3・4・4 西大通線、 3・5・5 山岸通線
②自然骨格		・都市景観形成上重要となる河川・丘陵の主要なもの ・市街地内外の境界を明確にする農業地帯	古平川、冷水川、チョペタン川、丸山川、丸山保安林、港町丘陵、浜町丘陵、沢江町丘陵、海岸線（二セコ積丹小樽海岸国定公園）、農業振興地域

### (2)軸

#### ●緑の軸

・沢江町の古平隊道付近から浜町、港町を経て丸山岬に至る丘陵部を「緑の軸」と位置づけ、緑地等の保全や活用を図ります。

#### ●観光レクリエーション軸

・歌棄町の海水浴場から丸山岬にいたる海岸部は「観光レクリエーション軸」と位置づけます。

#### ●基幹的なネットワーク軸

・コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、東部市街地の中心拠点と西部市街地の各種機能を繋ぐ公共交通による基幹軸として、国道 229 号を位置づけます。

また、東部市街地内ではこれを補完する徒歩・公共交通による拠点間のネットワークを位置づけます。

### 2-2-3. 拠点

- ・本町の拠点による都市構造は、「中心拠点」を中心とした4つの拠点により形成され、以下のような役割・方針を担っています。

**“中心拠点と福祉・医療拠点、文教・スポーツ拠点による都市機能の確保”**

**“東部地区と西部地区の持続可能な居住ゾーン間をつなぐネットワーク強化”**

**“漁港を中心とした産業・水産業振興拠点による基幹産業の強化”**

- ・本町の都市及び産業、観光の拠点を下記に設定します。

#### (1)中心拠点（役場周辺地区）

- ・浜町の国道周辺地区は役場、警察、郵便局などの行政施設や金融機関、日常買い回り店などの生活利便施設が集積する地区として、今後もその機能を維持・強化する整備を進めていきます。

#### (2)産業・観光・生活拠点

- ・中心拠点のほか、市街地郊外部に立地している都市機能の拠点として、以下を位置づけます。
  - 文教スポーツ拠点（古平町 B&G 海洋センター、中島公園スポーツレクリエーション広場、古平中学校）
  - 福祉・医療拠点（町立診療所、元気プラザ、高齢者住宅、デイサービスセンター、認知症グループホーム）
  - 産業・水産業振興拠点（古平漁港、生産関連施設、加工・販売施設 等）
- ・上記の3拠点は、中心拠点と1キロ程度の距離にあり、徒歩や公共交通によるネットワーク強化を図ることで、その機能を発揮するものとします。

#### (3)その他のサブ拠点

- ・歌棄町の家族旅行村は本町の観光拠点として、西部地域にある「ふるびら温泉」と連携し、来訪者のニーズに合わせた整備を進めていきます。
- ・また、“誰もが安心して暮らせるまちづくり”を推進する観点から、幼児センター・障がい者福祉施設(民間)の2つの福祉施設を位置づけ、相互及び地域との連携の充実を図ります。

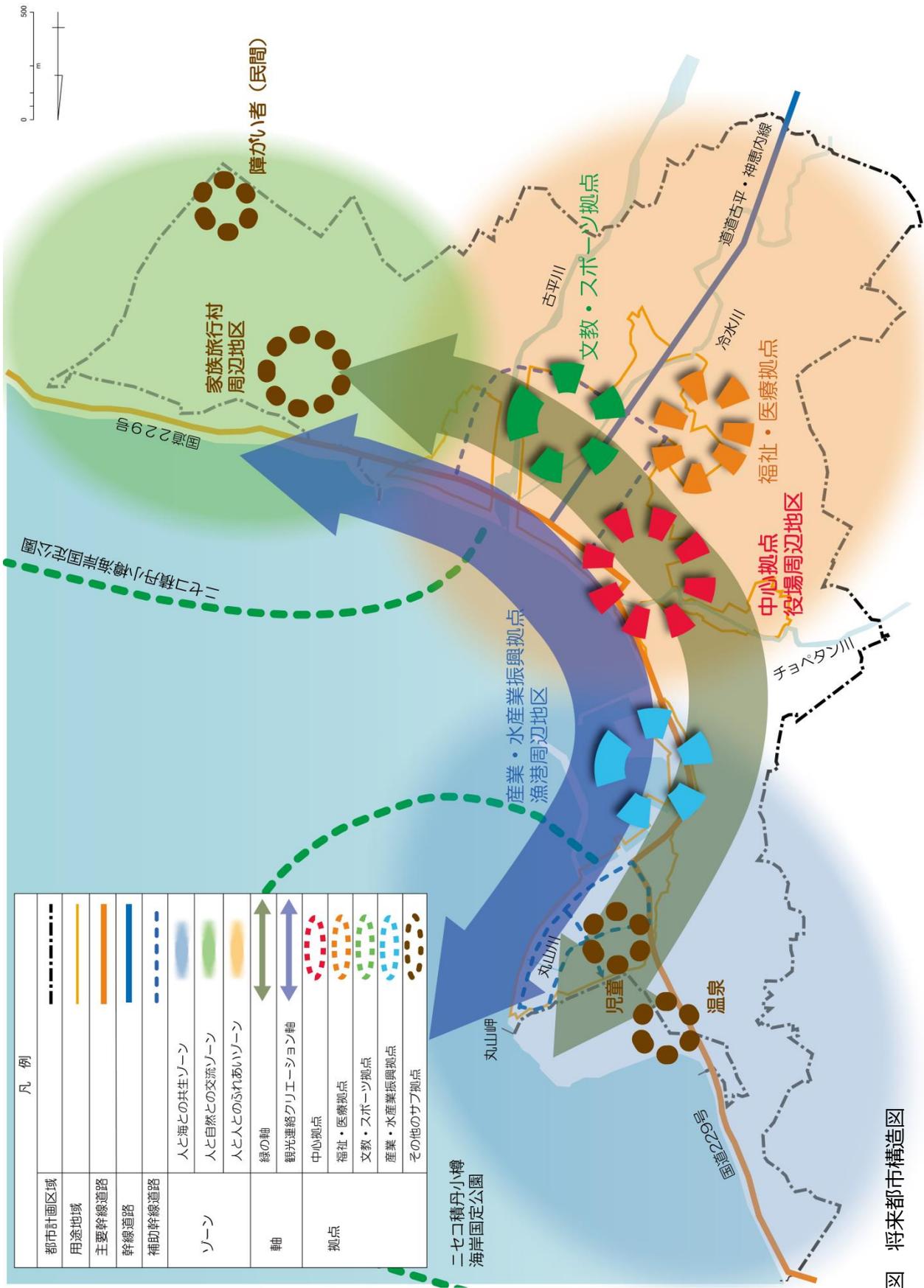


図 将来都市構造図

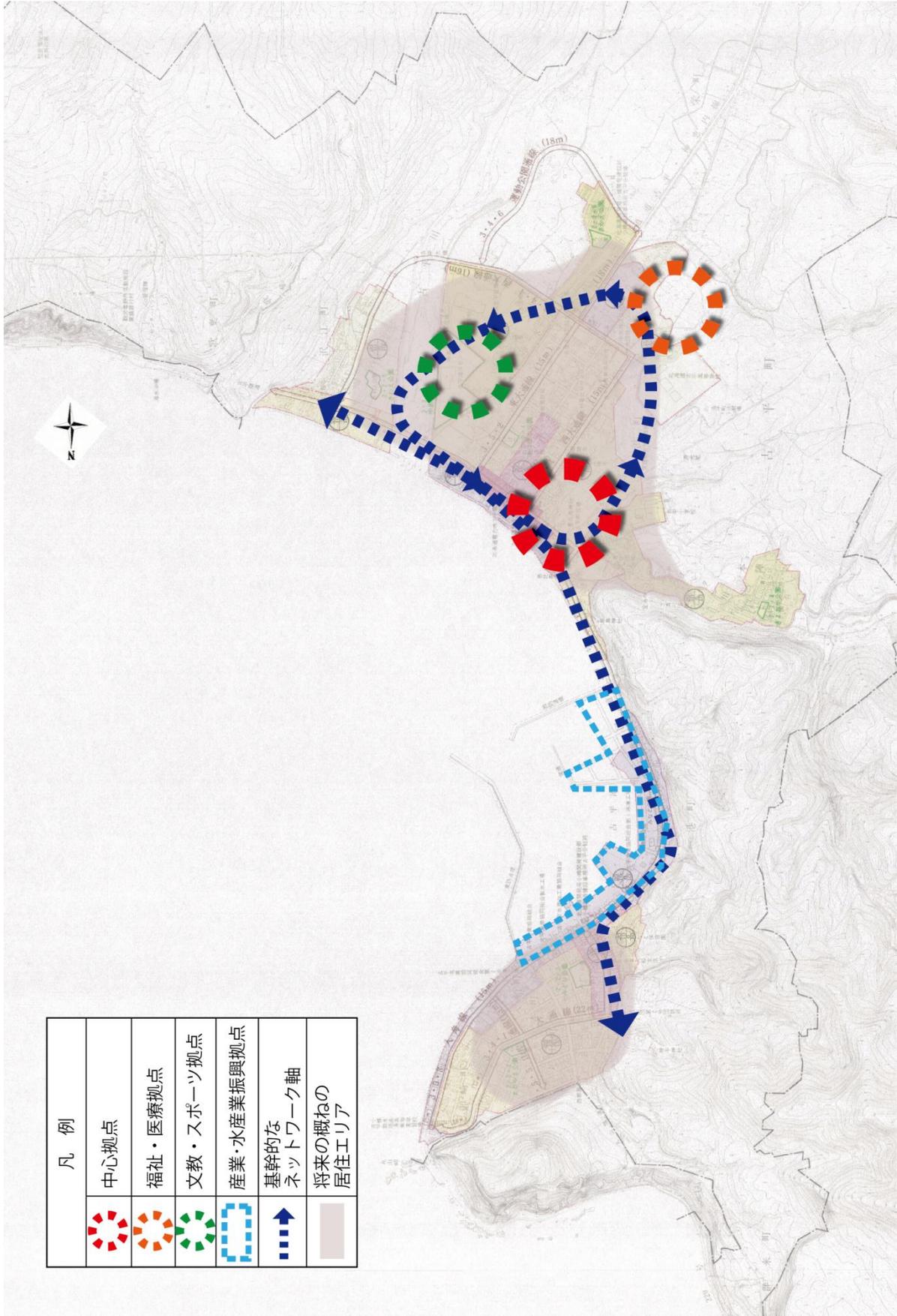


図 将来都市構造図（コンパクト・プラス・ネットワークの観点から）



## 2-3. 分野別の基本方針

### 2-3-1. 土地利用

#### ①都市計画区域

##### ●優良な農地との調和

- ・浜町、栄町にある農業振興地域は健全な農業の維持と発展のため、その保全に努めます。特に農用地区域は「農業上の利用を図る土地」として、今後とも優良な農地として保全していきます。

##### ●自然災害防止の観点からの市街化抑制

- ・沢江町および港町以西の丘陵部は小河川や沢が多く、溢水・湛水・がけ崩れなどの災害発生の可能性もあることから市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図ります。

##### ●良好な自然環境形成のための森林保全

- ・市街地周辺の森林は防災機能を備えるとともに、農地・古平川などの緑地空間と合わせ、豊かな海を作りだす貴重な自然環境として維持、保全をしていきます。

#### ②用途地域

##### ●コンパクトで効率的・機能的な土地利用

- ・優れた自然環境資源の保全や、適切な市街地規模を定め、農林漁業との調和を図り計画的でコンパクトな土地利用を図ります。建物更新等により土地利用に変化が見られる箇所については、用途地域の見直しを検討します。また公園は良好な都市環境を形成するうえで重要な緑であり、今後も適正に保全を図っていきます。
- ・本町では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指しており、中心拠点に都市機能を集約するため、このエリアの用途地域の指定を適正に行います。

#### 【住居系用途の配置方針】

- ・住宅地は東部地域と西部地域の2箇所を基本とし、地域の特色を踏まえ適切な機能分担を図るものとします。
- ・東部地域（浜町、沢江町）の小学校、中学校のある市街地縁辺部などは、町営住宅や戸建て住宅が集まり住環境を維持する専用住宅地とします。
- ・浜町商業地域の周辺では、業務系や公共施設など日常利便施設や小規模な商業業務施設と住宅などが共存する中密度の一般住宅地とします。
- ・西部地域の御崎町、本町などは古平漁港が近く、水産加工に関連する小規模施設も点在することから、複合的な土地利用を一定程度許容する一般住宅地とします。

住宅地	●専用住宅地（住宅中心）	戸建を中心とし、一部公住などの集合住宅を含む良好な低中層住宅地区を目指します。
	●一般住宅地（他用途混在）	戸建、集合住宅と商業業務系施設などが混在する活力ある中層住宅地を目指します。

### 【商業系用途の配置方針】

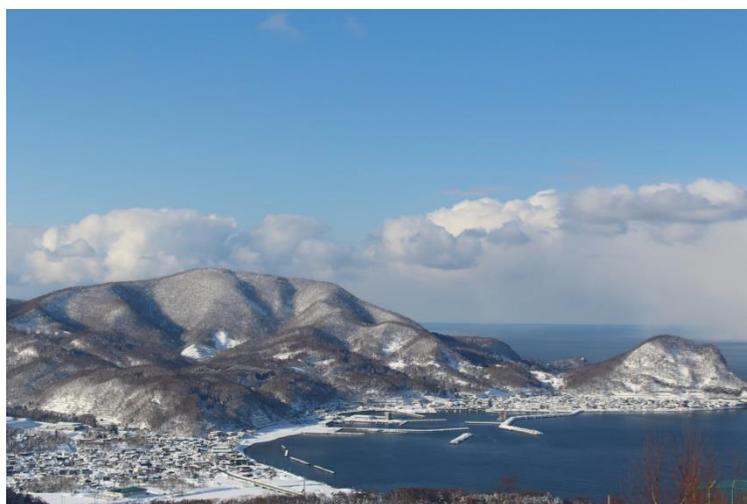
- ・商業地は古くから中心市街地として発展してきた、浜町地区の国道 229 号と道道古平神恵内線の交差点から恵比須神社までの沿道を中心商業業務地として配置します。近年では消費者の町外流出、経営者の高齢化、空き店舗の増加などにより、厳しい経営状況となっています。今後は多様化する顧客ニーズに対応できる経営の体質強化や、観光と連携した地域ブランドの確立など、旅行者に立ち寄ってもらうための施策を推進します。
- ・西部地域の国道沿線は、地域住民の日常買い回り店など利便を図る地域商業業務地として位置づけます。

商業地	●中心商業業務地	店舗の老朽化や空き店舗の解消、多様化する顧客ニーズに対応でき、観光客も立ち寄れる魅力あふれる商店街の再生を目指します。
	●地域商業業務地	地域住民の利便性の確保のため、日常買い回り店や業務施設の集積を目指します。

### 【工業系用途の配置方針】

- ・工業地のうち、古平漁港区域及び北側の入舟線沿道は漁業・水産加工業関連施設が集積していることから水産工業地として位置づけ、基幹産業として振興を図ります。
- ・中心商業業務地の北側と、道道古平神恵内線の沿線は古くから工業地として土地利用がされており、今後とも一般工業地として位置づけます。

工業地	●水産工業地	漁港に隣接する全国でもトップクラスにあるタラコ加工を始めとした水産加工業は本町の基幹工業として、優良工業拠点を目指します。
	●一般工業地	自動車、建設関連や日常生活に関連する業務系施設も含めた一般工業の集積を目指します。



冬の市街地

## 2-3-2. 交通

- ・国道 229 号は昭和 33 年の開通以来、トンネル等の改善が続けられ町民生活と産業活動の基盤となる重要な都市施設として機能しています。平成 30 年の北海道横断自動車道余市 I C 開通に伴い、利便性が高まることが期待されるため、引き続き道路環境の維持・改善を要請していきます。
- ・市街地内の根幹的な道路のネットワークは、国道 229 号と道道古平神恵内線を骨格とし、それを補完する形で補助幹線を配置しますが、長期未着手の道路については将来交通量予測等を踏まえた見直し検討を行っていきます。また、防災に配慮した道路や町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる歩道のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。さらに、町民の日常生活に重要な役割を担っている路線バスなどは地域公共交通網形成計画の策定と連動した取組みを実施し、身近な公共交通機関の充実を図ります。

### 交通施設整備方針

基本方針	個別方針
■ 広域幹線道路の維持・改善	国道や道道を骨格とし、交通の利便性の向上となるよう都市計画道路網を定め、国及び北海道との調整を図りながら幹線道路網の形成に努めます。
■ 防災に資する道路網の整備	防災・災害対応の拠点となる役場庁舎に至る町道等については、幹線道路とのアクセスを考慮し、整備を推進していきます。また、橋梁については、長寿命化計画の実施により適正に維持管理していきます。
■ 安全で安心して歩ける道路の整備	町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる歩道のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。また、豊かな自然景観を楽しむ観光ルートを形成し、町民や来訪者の健康増進を図っていきます。
■ 公共交通機関の確保と利用促進(地域公共交通網形成計画との連携)	町民の日常生活に重要な役割を担っている路線バスとコミュニティバスの連携など、身近な公共交通機関の充実を図っていきます。

## 2-3-3. 住環境・自然環境

### ■住宅・住宅地における住環境の向上に関する方針

- ・本町では公営住宅の依存度が高いことから、町民の誰もが住み慣れた地域に安心・安全・快適に暮らすことができるよう、公営住宅等の適正管理を図ります。また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方から、今後老朽化する市街地郊外部の公営住宅については、優先的な除却・統廃合を検討するとともに、空き地・空き家対策を進めます。
- ・武道館、元気プラザ、ふるびら幼児センター、B&G 海洋センターなどの公共施設は、都市生活を支える上で重要な施設であることから、積極的な活用策をたてると同時に施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努めます。

### 住宅・住宅地の整備方針

基本方針	個別方針
<b>■公営住宅等の適正管理</b>	<p>公営住宅は、災害に強い家づくりや景観に配慮したデザイン・色彩や、高齢者が安心・安全に暮らせるようバリアフリー仕様に基づき計画的に整備・改善していきます。また、保健・医療・福祉分野における公共施設はユニバーサルデザイン※<sup>1</sup>による施設づくりを進めます。</p> <p>また、人口減少の動向に配慮しながら、郊外部の老朽化した公営住宅は将来的に用途廃止を優先的に行うなど、コンパクトなまちづくりに向けた取組みも検討していきます。</p>
<b>■多様化する需要に対応した住宅供給</b>	<p>町民のライフスタイル（生活様式）の多様化に伴い住宅需要も多様化していることから、子育て世代や高齢者世帯に対応した多様な住宅供給を目指します。</p>
<b>■空き地・空き家対策の推進</b>	<p>今後も増えることが懸念される空き地・空き家について、地域のコミュニティづくりや活性化につながる利活用、危険な空き家の解消による安全な住環境の維持に努めます。</p>
<b>■公共施設の有効活用と適切な配置</b>	<p>「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設は有効活用を図るとともに、町民の利便性を考慮し、施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努め、地区間利用も活発となるよう交通網の整備と連携しつつ、町民サービスの向上に努めます。</p>
<b>■上水道の安定供給</b>	<p>安全でおいしい水を今後とも安定的に供給するため、水質・管施設などの維持・改善に努めます。</p>

※1 ユニバーサルデザイン:文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことです。



### ■自然環境に配慮した都市環境の向上に関する方針

- ・下水道は都市衛生環境の向上、さらに自然環境を保護するための水質保全に重要な都市施設であり、快適で文化的な住環境を確保するため、施設の計画的な整備と利用促進を図ります。河川については、地域住民が安心して生活できるよう自然災害の発生を防止するため、計画的な治水施設の整備を図るとともに、生活に潤いをもたらす貴重な自然資源として積極的に利活用を図ります。また、環境に配慮した廃棄物処理の推進のため適切な施設整備などを推進していきます。
- ・公園は、町民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに交流とふれあいの場でもあることから、当面は現状の配置・規模を維持することとし、今後の利用ニーズやまちづくりの方向性に合わせた適切な維持管理を図ります。

#### 下水道・河川等整備方針

基本方針	個別方針
■施設の整備及び維持管理	下水道については、生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに接続率の向上に努めます。 古平川・古平冷水川は防災・治水機能を高め、堤防等の改修に努めながら、通常の維持管理を図ります。
■ごみの排出抑制と再資源化の推進	環境への負荷を考慮した循環型社会の構築を進めるためには「3R <sup>※1</sup> の推進」という観点が最も重要であることから、様々な活動を通じて環境問題やごみ処理意識の啓発を図るとともに、適正な処理体制の確立を図ります。

#### 公園・緑地施設整備方針

基本方針	個別方針
■公園・緑地の適正管理	古平の市街地において基幹的な役割を担う地区公園は、地区（市街地）住民の日常的な屋外レクリエーション活動や災害時の避難場所として利用できるよう、維持管理していきます。 地区公園である中島公園の未供用部分については、今後整備は行わず計画面積を見直し（縮小）、現状の供用部分を維持することとします。 地域の身近な緑地空間として親しまれる街区公園は、人口減少に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、より便利で住民が集いやすい箇所において重点的な管理をするなど、箇所ごとに管理のメリハリをつけ、より費用対効果の高い管理を目指します。
■都市施設・公共施設など周辺の環境整備	道路の植樹・河川などは線的緑地に区分され、市街地の見通し・奥行のある自然を活かした景観を構成する緑として整備・保全を図ります。 公共施設の拠点的な植栽地も、都市環境に潤いを与える貴重な緑地として位置づけ、整備・保全を図ります。特に役場周辺を中心拠点エリアでは、町の賑わいを創出する、様々な人が集まり憩える広場空間を有した植栽地を整備・維持していきます。
■緑化活動の推進	花づくり、庭づくりなど様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚のため、町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制の構築や、緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の設定を行っていきます。

※1 3R:リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのRの総称をいいます。リデュースとは、物を大切に使いごみを減らすことです。リユースとは、使えるものは繰り返し使うことです。リサイクルとは、ごみを資源として再び利用することです。

## 2-3-4. 防災

・平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 30 年 9 月の胆振東部地震は災害対応について様々な教訓を残しました。本町は比較的災害の少ない地域ですが、万が一災害が発生した場合に町民の生命・財産を守るため、古平町地域防災計画に基づき避難路や重要な防災拠点となる避難施設の整備を図ります。また災害時のライフライン確保など、災害に強い都市基盤の整備を図ります。さらに、地震・水害・火災などの災害の未然防止と被害軽減、及び応急活動体制の確保のため国・道や近隣市町村との連携を強化し、いつ起きるかわからない災害への予防対策や住宅・建築物の耐震化、より安全な区域への土地利用の誘導、防災・減災意識や「自助」の考え方の普及・啓発を図ります。

### 都市防災方針

基本方針	個別方針
■災害時における 避難対策の充実	緊急輸送道路である国道 229 号、道道古平神恵内線の機能の確保・維持や防災拠点にアクセスする町道、避難場所・避難施設、一時的な避難場所の役割を果たす公園・緑地の計画的な維持を図ります。 また、あらゆる災害に対応できる消防・防災体制や情報伝達体制の整備を推進します。
■災害防止対策の充実	自然環境との調和や水質などの保全に留意しながら、河川の整備促進、急傾斜地崩壊や地滑り対策など、山地災害防止対策の促進を図るとともに、住宅・建築物の耐震化、より安全な区域への土地利用の誘導を図ります。 また、町民の防災・減災意識の向上のため、定期的な避難訓練を実施していきます。

## 2-3-5. 景観

- ・都市景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、観光振興に役立てるなど近年のまちづくりではその重要性が増しています。したがって本町においても、町民・事業者・行政が協働して、都市緑化と連携・調和を図りながらニセコ積丹小樽海岸国定公園を取り込んだ、個性と魅力にあふれた街並み景観づくりを目指すこととします。

良好な景観の形成に関する方針

基本方針	個別方針
<b>■潤いのある市街地景観づくり</b>	<p>自然景観、田園景観、沿道景観及び市街地景観の特色に配慮しながら、これらの景観が、広域的なまとまりの中で、連続性を保ちながら一体となって、本町の潤いのある美しい景観を形成することができるような景観づくりを進めます。</p> <p>市街地においては、中心拠点の整備に合わせ、訪れる人が魅力を感じる景観づくりを進めます。</p>
<b>■地域特性を活かした景観資源の整備</b>	<p>奇岩が織りなす本町の海岸沿線は、まちづくりや観光などの地域の産業にとって重要な資源です。景観資源が、持続可能な地域づくりに資することを目的として、その価値を高め、まちづくりや産業の振興に有効に活用されるよう、必要な整備が図られるように努めます。</p>
<b>■協働による多様な景観づくり</b>	<p>風土や歴史・文化を大切にした多様な景観づくりは、町民・事業者等との協働によってのみ可能となることから、参加体制の構築を推進していきます。</p>



セタカムイ岩

## 第3章 地域別構想

### 3-1. 地域区分の設定

地域区分を行う場合の一般的な考え方は、以下の通りとします。

- ・都市計画用途地域の住居・商業・工業の各類型により設定する。
- ・小学校通学範囲(住区)を基本とし設定する。
- ・全体構想で示した都市構造図を勘案し、地理的要件で設定する。
- ・上位計画や関連計画で設定している区域により設定する。

など

本町は古平漁港(港町)の西防波堤付近で市街地が南北に分離していることから、新地方面を西部地域、浜町方面を東部地域として設定します。

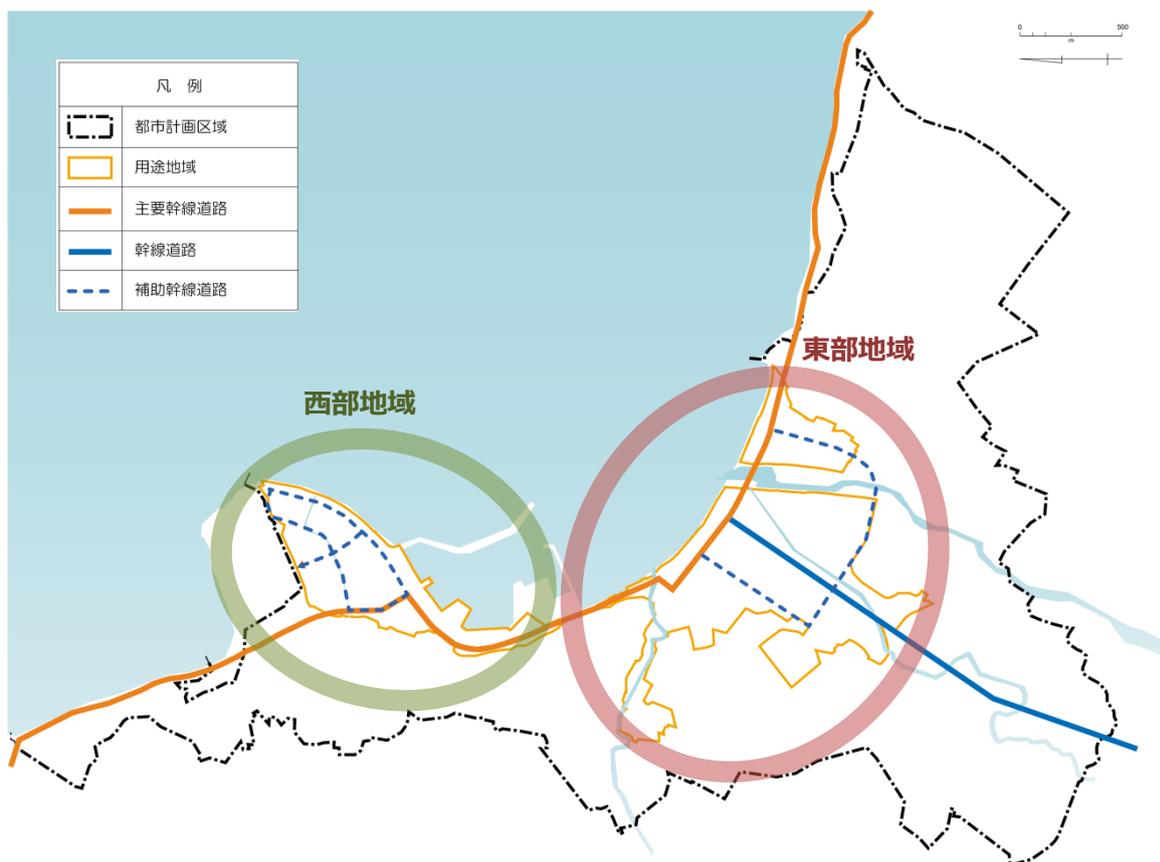


図 地域区分図

## 3-2. 地域別の方針

### 3-2-1. 東部地域

#### ①地域の現状

- ・本地域には古平小、中学校などの教育施設や地域福祉センター、町立診療所、元気プラザなどの医療・福祉施設のほか、古平川周辺の地区公園、B & G海洋センター、武道館等の体育施設などがあります。また、国道・道道が交差する周辺には商店・飲食店・土産店が、拠点である役場周辺の「中心拠点」及び周辺には、警察、郵便局などの官庁施設と金融機関など本町の中心市街地を構成しています。
- ・土地利用では、中心市街地の商業地域・近隣商業地域と幹線沿道の準工業地域以外は第1種住居地域が大半を占め、外沿部は公営住宅を主とした中高層住居専用地域となっています。

未利用地は規模の小さいものが冷水川沿いに点在しているほか、沢江町には比較的大きな非都市的土地利用地が見られます。また、市街地全域が地すべり危険箇所となっているほか、古平川と冷水川に挟まれる地区を中心として大雨による浸水想定区域となっており、平成22年の大雨で沢江町が浸水しています。地域内人口は減少傾向にあります。世帯数に大きな減少は見られず、建物敷地にもゆとりが感じられます。



古平小学校



古平家族旅行村



海のまちクリニック



B&G 海洋センター



## ②地域の課題

### 【中心拠点の賑わい再生】

- ・総人口の減少や隣接町の大型商業施設の影響を受け、都市のスポンジ化<sup>※1</sup>の進行、空き店舗の増加など活気やにぎわいが低下しており、観光、産業拠点と連携することで商業・漁業・観光が一体となった中心拠点の賑わい再生が求められています。

### 【適正な土地利用の誘導と自然環境の保全】

- ・一部に住工混在が見られるほか、沢江町には比較的に大きな非都市的土地利用地があるため生活道路のネットワークが悪く都市的土地利用が低くなっています。
- ・中心拠点での公共施設等整備は、複合施設の建設が想定されることから、これに見合った土地利用に見直す必要があります。
- ・古平川は水質、国定公園である沿岸部は景観について保全しつつ観光地としての有効活用が求められています。

### 【都市施設などの充実】

- ・都市計画道路は運動公園通線の一部を除いて整備済みで、未整備箇所の見直しを含めた検討が必要となっています。また、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、生活道路や歩行者ネットワークの形成が求められています。
- ・下水道の接続率を高め、生活環境の改善と町財政負担を軽減することが求められています。
- ・公園・緑地については、地区公園と街区公園がありますが、今後の人口動向を考えると、人が集まる（よく利用される）場所を見据えて適正な管理を進めていくことが必要です。
- ・市街地外沿部の老朽化した公営住宅は、建て替えの際の集約化が求められています。

※1 都市のスポンジ化:都市(市街地)の大きさは変わらずに人口が減少し、内部に空き地や空き家がランダムに発生し、小さい穴があくスポンジのように都市の密度が下がっていくことをいいます。

### ③地域づくりの目標

- ・当地域は全体構想の「都市拠点」「観光拠点」を担い、将来的な地域像を『生活と行政サービス機能の充実した地域』と設定、商店街の活性化と家族旅行村等への来訪者との交流など、にぎわいの創設につながる都市施設の再整備や公共交通機能の強化を推進します。また、生活サポート機能を町民自らの力で担えるシステム等の構築を目指し、地域コミュニティの充実した利便性の高い市街地形成をめざします。

将来地域像：『生活と行政サービス機能の充実した地域』

目標 1：中心市街地の利便性と交通環境の向上を目指した市街地整備

目標 2：交流の場の設定と町民による運営・管理

### ④土地利用の方針

- ・商店街活性化のため利便施設の中心市街地への誘導や、市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりを進め、歩いて暮らせる快適な住宅地の形成や利便性の高い市街地の形成をめざします。

#### ○中心拠点

- ・中心拠点では、老朽化した庁舎や文化会館の更新を契機に、図書館、地域交流センター、地域防災センター、役場庁舎など多様な機能の複合化・集約化を行い、都市の求心力を高めるとともに、今後の都市機能拡散を防止します。
- ・また、地場産品を紹介する観光交流センターを併設し、町民だけでなく観光客も集まる魅力的な交流拠点とし、都市機能の集約と賑わいの再生を図ります。
- ・中心拠点は、町内各地からアクセスしやすいことを前提とし、国道沿いの幹線バスネットワークと、幹線から離れた市街地・集落からの移動を可能にするフィーダー系統（幹線と接続する支線）の結節機能を担う待合・乗継施設を整備します。
- ・また大規模なイベント開催等の際には中心拠点と近接する古平小学校多目的広場を連動して活用し、更なる賑わい創出を図ります。

### ○福祉・医療拠点

- ・東部市街地の郊外・内陸部の福祉・医療拠点では、既存の町立診療所、元気プラザ、高齢者住宅、デイサービスセンター、認知症グループホームなどを位置づけ、高齢者などが安心して暮らせる環境を提供します。

### ○文教・スポーツ拠点

- ・東部市街地古平川左岸の文教・スポーツ拠点では、既存の古平町 B&G 海洋センター、中島公園スポーツレクリエーション広場、古平中学校を位置づけ、子どもたちが健やかに成長できる環境を提供します。

### ○住居系土地利用

- ・役場や道道沿線は一定程度の多目的用途が許容される一般住宅地として指定します。このうち商業地の後背圏となる住宅地は、専用住宅地として良好な住環境の保全に努めます。
- ・役場周辺は、公共サービス、文化・交流機能の中心を果たすため、都市機能の集約が可能な土地利用に変更します。

### ○商業系土地利用

- ・国道 229 号の沿線は、住民の日常的な買い物や各種サービスに対応する中心商業地としてのみならず、来訪者にも対応した魅力ある商業地の形成をめざします。

### ○工業系土地利用

- ・国道や道道の沿線は自動車、建設関連や日常生活に関連する軽工業を主体とした一般工業地の形成を目指します。



公営住宅清川団地（C棟）

## ⑤都市施設整備の方針

### 1)道路交通の整備方針

- ・市街地内交通網の都市計画道路のうち、運動公園通線で長期未整備の区間があり、今後将来交通量の予測などにに基づき廃止も含めた見直し検討を行っていきます。
- ・生活道路は、地域の実情に合わせ整備・維持を行っていきませんが、町民の意向としては高齢化社会や冬季の交通安全への対応を求めており、歩行者優先の道路網づくりを進めるとともに、歩行者に配慮した安全、快適な道路づくりに努めます。
- ・市街地内の「中心拠点」、「福祉・医療拠点」、「文教・スポーツ拠点」を円滑に行き来できるよう、コミュニティバス等の公共交通で拠点間の連絡を強化するとともに、「中心拠点」を結節点として西部市街地など地区間のネットワークを担う路線バスに円滑につなげます。

### 2)公園・緑地

- ・地区公園である中島公園については、都市計画決定された未供用部分がありますが、今後整備は行わず計画面積を見直し（縮小）、現状の供用部分を維持することとします。
- ・街区公園は、今後も安全、快適に利用できるように維持管理を図りますが、老朽化した遊具のリニューアル等については、今後の人口動向を考慮し、地域の実情に合わせた公園管理をめざします。

### 3)下水道・河川

- ・当地域の下水道整備はほぼ終了しており、今後はその接続普及と維持管理に努めます。
- ・古平川は、大雨に強い築堤について関係機関に要請していきます。

### 4)その他

- ・当地域は公共公益施設が集中している地域なので、地域住民及び町民への行政サービス機能の充実をめざし、施設建替え等の際にはユニバーサルデザインのほか、省エネ化、防災拠点化、複合化による規模の適正化など、社会的ニーズに合致した利用しやすい施設環境づくりに取り組みます。



図 東部地域の方針図

## 3-2-2. 西部地域

### ①地域の現状

- ・本地域にある古平漁港は、かつて北洋漁業の基地として活況を呈していましたが、200海里設定後の魚場の縮小等により大型船が姿を消し、他の産業にも大きな影響を与えました。さらに、海洋環境の変化による水産資源の減少など厳しい状況が続いており、平成26年には水産加工事業所の経営破たんが起きるなど、漁業生産基盤の再構築などが進められています。また、本地域には魚卵を中心とした水産加工業が集積していますが、材料の安定的な確保や消費者ニーズに対応した製品開発が求められています。
- ・土地利用では平坦部が少ない事から未利用地がほとんど無く、沿岸部は準工業地域、国道沿線は近隣商業地域であるほかは第1種住居地域として利用されています。
- ・また、後背丘陵地は大半が急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域などとなっており、居住地の安全確保と保安林の役割が重要となってきます。生活機能としては、幼児センター、子育て支援センターなど共働きに配慮した施設や避難場所ともなる温泉施設があるほか、観光客にも対応する新鮮魚介類の飲食店もコンパクトに集積しています。



ふるびら温泉しおかぜ



漁協直売店



古平漁港の漁船



ふるびら幼児センターみらい



## ②地域の課題

### 【既存企業の充実と新規誘致促進】

- ・本町の基幹産業である漁業や水産加工業は今後とも町の発展に欠かせないものであり、引き続き様々な施策を講じていきますが、これからは観光との連携をさらに強め、関連企業等の誘致を図る必要があります。

### 【住・工業環境の改善】

- ・住宅地は比較的良好な住環境が保たれていますが、近年人口減少に伴う空き家が本町地区を中心として増加しており、これらの維持管理や利活用の検討が求められています。また、工業地については観光客などを迎え入れる環境整備が必要と思われます。

## ③地域づくりの目標

- ・当地域は全体構想の「人と海との共生ゾーン」の「産業拠点」を主に担い、将来的な地域像を『職住が近接した住環境機能が良好な地域』と設定し、良好な水産加工業と観光との連携（6次産業<sup>※1</sup>の振興）を図りながら地域コミュニティの充実した市街地形成をめざします。

将来地域像：『職住近接の住環境機能が良好な地域』

目 標：水産加工業基盤の充実

## ④土地利用の方針

### ○産業・水産業振興拠点

- ・古平漁港及び周辺は、漁業の生産関連施設、加工・販売施設などを位置づけ、基幹産業である漁業・水産加工業を基軸とした産業の活性化、持続可能な発展に資する環境の整備を目指します。

### ○住居系土地利用

- ・今後とも一定程度の用途混在を許容する一般住宅地として、今後も良好な住環境の保全に努めます。

### ○商業系土地利用

- ・国道 229 号の沿線は地域住民のみならず、観光にも対応した利便性の高い地域商業業務地として、今後も良好な環境の保全に努めます。

※1 6次産業:1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みをいいます。



## ○工業系土地利用

- ・古平漁港区域は、「産業・水産業振興拠点」として、生産・加工・販売を円滑に行える機能の集積を図るとともに、来訪者の交流ニーズを受け入れる場として整備・活用を図ります。
- ・古平漁港沿線は水産加工業を中心とした住工共存地として、環境の保全に努めます。

## ⑤都市施設整備の方針

### 1)道路交通の整備方針

- ・地域内交通網の都市計画道路は大通線(22m)、入舟線(15m)、山岸通線(13m)で整備が終了しており、国道 229 号のルート改善も終了したことから今後はこれらの適切な維持管理を要請していきます。
- ・生活道路は、地域の実情に合わせ整備・維持に努めます。
- ・今後の人口減少・高齢化も見据え、地域公共交通網形成計画に基づき東部地域の各種サービス機能と連絡する効率的で利便性の高い公共交通網の充実を図ります。

### 2)公園・緑地

- ・各都市公園は、今後も安全、快適に利用できるように維持管理を図りますが、老朽化した遊具のリニューアル等については、今後の人口動向を考慮し、地域の実情に合わせた公園管理をめざします。

### 3)下水道・河川

- ・当地域は公共下水道整備がほぼ終了しており、今後はその接続普及と維持管理に努めます。
- ・地区内を流れる丸山川については、地域住民との協働により維持管理を進めていきます。

### 4)その他

- ・施設建替え等の際にはユニバーサルデザインの取り入れなど、利用者にやさしい施設環境づくりに取り組みます。



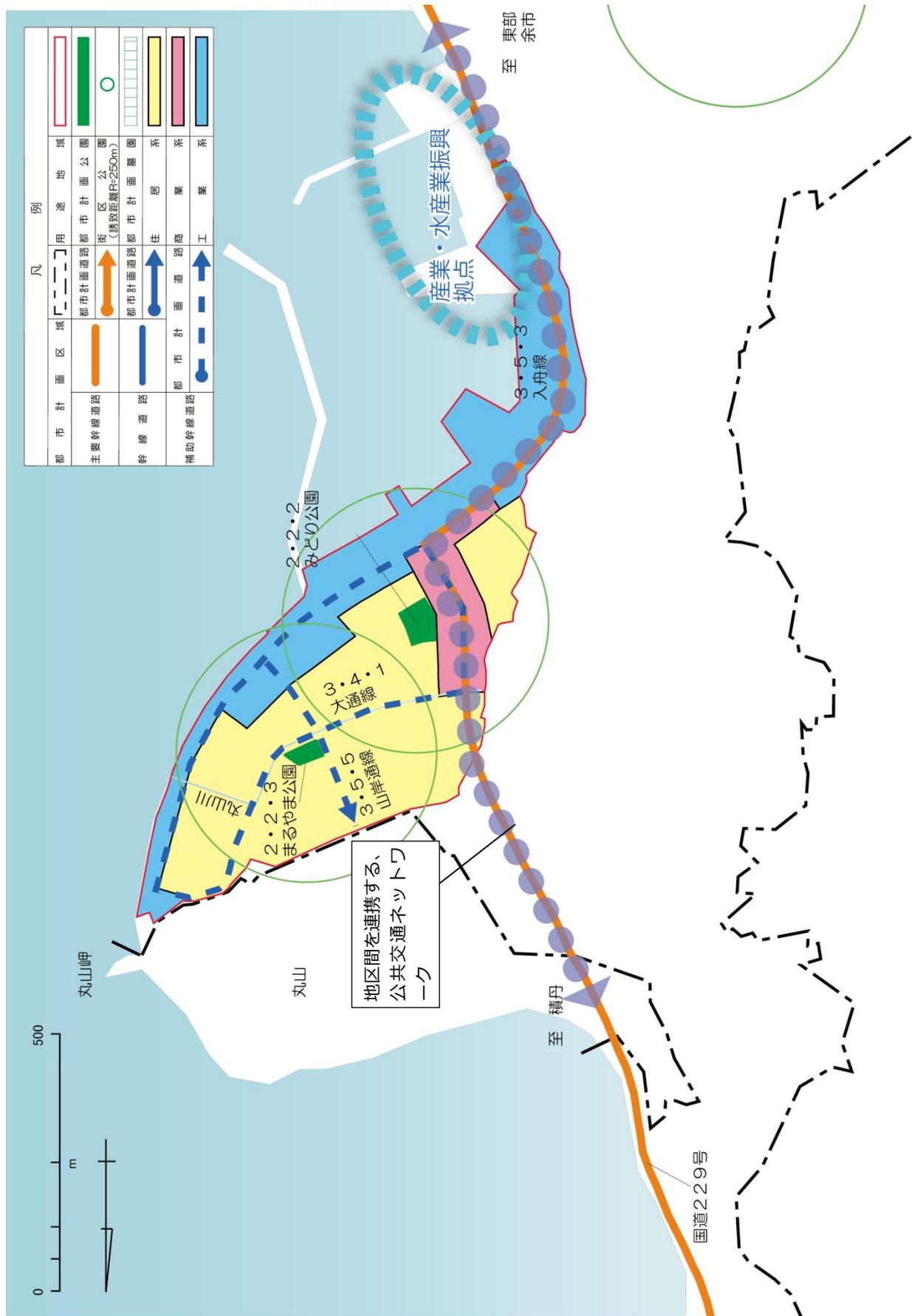


図 西部地域の方針図

## 第4章 計画の実現に向けて

### 4-1. 協働によるまちづくりの推進

地域が抱える課題は今後さらに多様化し増加する事が予想され、行政のみで解決する事は困難と思われます。持続可能な都市づくりでは、町民の積極的参加は必要不可欠なものとなっており、行政とのパートナーシップや自主運営組織の構築を円滑に推進していくため以下にその方針を示します。

#### ①町民参加意識の啓発

- ・ 少子・高齢化が進み、限られた財政の中で「町民にとって住みよい地域をつくる」ということは、そこに居住する町民・事業者が参加・行動しなければ実現することは困難であるということ認識し、積極的かつ自発的な参加・行動ができるよう、町民参加意識の啓発推進を図ります。
- ・ そのためには、行政における様々な情報を公開し、情報の共有化を図り、町民一人ひとりのまちづくりに対する意識啓発を促すとともに、多様なまちづくりの町民参加の活性化を促進します。

#### ②具体的な町民参加の体制づくり

- ・ 本町では社会福祉の分野において、官・民の取組みは外部から高い評価を得ています。今後はこのノウハウを活かし、一般生活サポート機能を強化するため今までのボランティア型活動に加え、町民が主体となった NPO 等による事業として展開する事により、継続的な助け合いや地域コミュニティの充実が可能と考えられます。
- ・ また、公共施設の維持・管理等を積極的に行う事により、町民の健康維持の効果も期待できることから、組織・体制づくりについて町民・行政協働で研究、検討していきます。

#### ③開かれた行政運営の推進

- ・ 町民参加・活動を効率的に進めるため、行政が行う計画づくりから事業実施までの各段階に応じ、町民・事業者等が気軽に参加できる場の提供を図ります。また、町民・事業者との役割分担を明確にしつつ都市づくり情報の周知徹底を図り、行政運営・手続きにおける信頼性と透明性の確保を図ります。
- ・ さらに、行政内部における各部局が横断的に連携した都市づくり体制の充実を図ると同時に、国、北海道や「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」などに基づく近隣市町村との連携についても強化を図っていきます。



## 4-2. 都市計画制度等の活用と事業の推進

### ①都市計画法などによる規制、誘導

- ・都市づくりの緒施策を実施していく上で、その施策に対して法的な位置づけや効力を果たさせるために適切な都市計画決定を行い、効率的かつ計画的な都市計画行政を図る事を踏まえ、地域地区の適切な見直し、都市施設の適正な見直し、配置を図っていきます。

### ②補助金・交付金等の活用

- ・都市づくりの実現に向けては、経済状況の変化による厳しい財政状況を勘案し、限りある財源を効果的に使うため国の交付金などを活用し、事業の指標設定・事業効果などについて、広く市民の理解を得ていく事とします。

### ③立地適正化計画に基づく取組みの推進

- ・本計画と同時期に策定し、共通のまちづくりのビジョンをもつ「古平町立地適正化計画」では、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に即した各種の誘導施策を講じることとしています。
- ・中心拠点においては、図書館・地域交流センター等の複合庁舎を都市機能誘導区域内の「誘導施設」として国の交付金を活用して整備を進めるほか、都市機能誘導区域・居住誘導区域に関する各種届出制度の運用、低未利用土地の活用方策の検討を進めていきます。

## 4-3. 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

- ・本計画は都市計画の継続性を考慮し、概ね20年後を目標とした計画となっていますが、近年の我が国を取り巻く社会情勢の動向はめまぐるしく変化していることから、時代背景や社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、計画の見直しを適宜行うものとします。





発行・編集 古平町役場 建設水道課

〒046-0192

古平郡古平町大字浜町40-4

TEL 0135-42-2181

FAX 0135-42-3583

ホームページ <http://www.town.furubira.lg.jp/>